

茨城県地域防災計画
(風水害等対策計画編)
新旧対照表

令和元年 11 月

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p style="text-align: center;">茨城県地域防災計画 風水害等対策計画編</p>	<p style="text-align: center;">茨城県地域防災計画 風水害等対策計画編</p>		
<p style="text-align: center;">目 次</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p>		
<p>1 総 則</p>	<p>1 総 則</p>		
<p>第1節 目的 …………… 1</p>	<p>第1節 目的 …………… 1</p>		
<p>第2節 県土の自然条件 …………… 3</p>	<p>第2節 県土の自然条件 …………… 3</p>		
<p>第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱 …………… <u>16</u></p>	<p>第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱 …………… <u>17</u></p>	i	頁番号の修正
<p>2 風水害対策計画</p>	<p>2 風水害対策計画</p>		
<p>第1章 災害予防</p>	<p>第1章 災害予防</p>		
<p>第1節 県土の保全 …………… <u>24</u></p>	<p>第1節 県土の保全 …………… <u>25</u></p>		
<p>第2節 土砂災害防止対策 …………… <u>29</u></p>	<p>第2節 土砂災害防止対策 …………… <u>31</u></p>		
<p>第3節 道路・港湾の安全対策 …………… <u>33</u></p>	<p>第3節 道路・港湾の安全対策 …………… <u>35</u></p>		
<p>第4節 都市防災 …………… <u>34</u></p>	<p>第4節 都市防災 …………… <u>36</u></p>		
<p>第5節 学校等の安全対策・文化財の保護 …………… <u>35</u></p>	<p>第5節 学校等の安全対策・文化財の保護 …………… <u>37</u></p>		
<p>第6節 農地・農業の安全対策 …………… <u>36</u></p>	<p>第6節 農地・農業の安全対策 …………… <u>38</u></p>		
<p>第7節 気象業務整備 …………… <u>38</u></p>	<p>第7節 気象業務整備 …………… <u>40</u></p>		
<p>第8節 情報通信設備等の整備 …………… <u>38</u></p>	<p>第8節 情報通信設備等の整備 …………… <u>40</u></p>		
<p>第9節 災害用資材、機材等の点検整備 …………… <u>41</u></p>	<p>第9節 災害用資材、機材等の点検整備 …………… <u>43</u></p>		
<p>第10節 火災予防 …………… <u>42</u></p>	<p>第10節 火災予防 …………… <u>44</u></p>		
<p>第11節 防災知識の普及 …………… <u>45</u></p>	<p>第11節 防災知識の普及 …………… <u>47</u></p>		
<p>第12節 防災訓練 …………… <u>47</u></p>	<p>第12節 防災訓練 …………… <u>49</u></p>		
<p>第13節 防災組織等の活動体制整備 …………… <u>50</u></p>	<p>第13節 防災組織等の活動体制整備 …………… <u>53</u></p>		
<p>第14節 要配慮者支援 …………… <u>55</u></p>	<p>第14節 要配慮者支援 …………… <u>56</u></p>		
<p>第2章 災害応急対策</p>	<p>第2章 災害応急対策</p>		
<p>第1節 組織 …………… 59</p>	<p>第1節 組織 …………… 59</p>		
<p>第2節 動員 …………… 67</p>	<p>第2節 動員 …………… 67</p>		
<p>第3節 気象情報等計画 …………… 67</p>	<p>第3節 気象情報等計画 …………… 67</p>		
<p>第4節 災害情報の収集・伝達 …………… <u>76</u></p>	<p>第4節 災害情報の収集・伝達 …………… <u>77</u></p>		
<p>第5節 通信 …………… <u>83</u></p>	<p>第5節 通信 …………… <u>85</u></p>		
<p>第6節 広報 …………… <u>91</u></p>	<p>第6節 広報 …………… <u>93</u></p>		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考		
第7節 消防活動 …………… 95	第7節 消防活動 …………… 97	ii			
第8節 水防 …………… 99	第8節 水防 …………… 100				
第9節 災害警備 …………… 102	第9節 災害警備 …………… 104				
第10節 交通計画 …………… 103	第10節 交通計画 …………… 105				
第11節 避難 …………… 110	第11節 避難 …………… 112				
第12節 食糧供給 …………… 114	第12節 食糧供給 …………… 116				
第13節 衣料・生活必需品等供給 …………… 117	第13節 衣料・生活必需品等供給 …………… 119				
第14節 給水 …………… 129	第14節 給水 …………… 121				
第15節 要配慮者安全確保対策 …………… 121	第15節 要配慮者安全確保対策 …………… 123				
第16節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 …………… 125	第16節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 …………… 125				
第17節 医療・助産 …………… 125	第17節 医療・助産 …………… 125				
第18節 防疫 …………… 128	第18節 防疫 …………… 128				
第19節 災害廃棄物の処理 …………… 129	第19節 災害廃棄物の処理 …………… 129				
第20節 死体の捜索及び処理埋葬 …………… 130	第20節 死体の捜索及び処理埋葬 …………… 130				
第21節 障害物の除去 …………… 133	第21節 障害物の除去 …………… 133				
第22節 輸送 …………… 134	第22節 輸送 …………… 134				
第23節 労務計画 …………… 136	第23節 労務計画 …………… 136				
第24節 児童生徒等の安全確保・応急教育等 …………… 136	第24節 児童生徒等の安全確保・応急教育等 …………… 136				
第25節 自衛隊に対する災害派遣要請 …………… 138	第25節 自衛隊に対する災害派遣要請 …………… 139				
第26節 応援・受援 …………… 150	第26節 応援・受援 …………… 150				
第27節 農地農業 …………… 155	第27節 農地農業 …………… 155				
第28節 電力施設の復旧 …………… 156	第28節 電力施設の復旧 …………… 156				
第29節 東日本電信電話株式会社茨城支店の災害対策計画 …………… 157	第29節 東日本電信電話株式会社茨城支店の災害対策計画 …………… 157				
第30節 株式会社NTTドコモ茨城支店の災害対策計画 …………… 159	第30節 株式会社NTTドコモ茨城支店の災害対策計画 …………… 159				
第31節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策 …………… 160	第31節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策 …………… 160				
第32節 郵政事業に係る措置 …………… 160	第32節 郵政事業に係る措置 …………… 160				
第3章 災害復旧計画	第3章 災害復旧計画				
第1節 公共施設の災害復旧 …………… 162	第1節 公共施設の災害復旧 …………… 162				
第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 …………… 164	第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 …………… 164				
第3節 災害復旧資金 …………… 168	第3節 災害復旧資金 …………… 168				
第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 …………… 169	第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 …………… 169				

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
第5節 その他の保護計画 …………… 181	第5節 その他の保護計画 …………… 181	iii	
第6節 防災関係機関の復旧計画 …………… 182	第6節 防災関係機関の復旧計画 …………… 182		
3 海上災害対策計画	3 海上災害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 海上交通安全の確保 …………… <u>187</u>	第1節 海上交通安全の確保 …………… <u>186</u>		
第2節 船舶の安全な運行の確保 …………… <u>187</u>	第2節 船舶の安全な運行の確保 …………… <u>186</u>		
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え …………… <u>188</u>	第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え …………… <u>187</u>		
第4節 緊急輸送活動への備え …………… <u>190</u>	第4節 緊急輸送活動への備え …………… <u>189</u>		
第5節 防災関係機関の防災訓練の実施 …………… <u>190</u>	第5節 防災関係機関の防災訓練の実施 …………… <u>189</u>		
第6節 災害復旧への備え …………… <u>190</u>	第6節 災害復旧への備え …………… <u>189</u>		
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …………… 190	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …………… 190		
第2節 活動体制の確立 …………… <u>192</u>	第2節 活動体制の確立 …………… <u>191</u>		
第3節 捜索、救出・救助及び消火活動 …………… <u>195</u>	第3節 捜索、救出・救助及び消火活動 …………… <u>194</u>		
第4節 危険物等の大量流出に対する応急対策 …………… <u>196</u>	第4節 危険物等の大量流出に対する応急対策 …………… <u>195</u>		
第5節 緊急輸送の確保 …………… <u>199</u>	第5節 緊急輸送の確保 …………… <u>198</u>		
第6節 治安の維持 …………… <u>200</u>	第6節 治安の維持 …………… <u>199</u>		
第7節 応援の要請 …………… <u>200</u>	第7節 応援の要請 …………… <u>199</u>		
第8節 流出油等災害の補償対策 …………… <u>200</u>	第8節 流出油等災害の補償対策 …………… <u>199</u>		
4 航空災害対策計画	4 航空災害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 茨城県の航空状況 …………… <u>202</u>	第1節 茨城県の航空状況 …………… <u>201</u>		
第2節 航空交通の安全のための情報の充実 …………… <u>202</u>	第2節 航空交通の安全のための情報の充実 …………… <u>201</u>		
第3節 航空機の安全な運行の確保 …………… <u>202</u>	第3節 航空機の安全な運行の確保 …………… <u>201</u>		
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え …… <u>203</u>	第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え …… <u>202</u>		
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …………… <u>206</u>	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …………… <u>205</u>		
第2節 活動体制の確立 …………… <u>208</u>	第2節 活動体制の確立 …………… <u>207</u>		
第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動 …………… <u>211</u>	第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動 …………… <u>210</u>		
第4節 避難勧告，避難指示（緊急），誘導 …………… 212	第4節 避難勧告，避難指示（緊急），誘導 …………… 212		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 …… 212	第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 …… 212	iv	
第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… 213	第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… 213		
第7節 遺族等事故災害関係者の対応 …… 213	第7節 遺族等事故災害関係者の対応 …… 213		
第8節 防疫及び遺体の処理 …… 213	第8節 防疫及び遺体の処理 …… 213		
5 鉄道災害対策計画	5 鉄道災害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 茨城県の鉄道状況 …… <u>214</u>	第1節 茨城県の鉄道状況 …… <u>215</u>		
第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実 …… <u>215</u>	第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実 …… <u>216</u>		
第3節 鉄道交通安全運行の確保 …… <u>215</u>	第3節 鉄道交通安全運行の確保 …… <u>216</u>		
第4節 鉄道車両の安全性の確保 …… <u>216</u>	第4節 鉄道車両の安全性の確保 …… <u>217</u>		
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え …… <u>216</u>	第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え …… <u>217</u>		
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… <u>220</u>	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… <u>221</u>		
第2節 活動体制の確立 …… <u>221</u>	第2節 活動体制の確立 …… <u>222</u>		
第3節 救助・救急，医療及び消火活動 …… <u>224</u>	第3節 救助・救急，医療及び消火活動 …… <u>225</u>		
第4節 避難勧告，避難指示（緊急），誘導 …… <u>225</u>	第4節 避難勧告，避難指示（緊急），誘導 …… <u>226</u>		
第5節 緊急輸送のための交通の確保，緊急輸送活動 …… <u>225</u>	第5節 緊急輸送のための交通の確保，緊急輸送活動 …… <u>226</u>		
第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… <u>226</u>	第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… <u>227</u>		
第7節 防疫及び遺体の処理 …… <u>226</u>	第7節 防疫及び遺体の処理 …… <u>227</u>		
第3章 災害復旧 …… <u>227</u>	第3章 災害復旧 …… <u>228</u>		
6 道路災害対策計画	6 道路災害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 茨城県の道路交通状況 …… <u>228</u>	第1節 茨城県の道路交通状況 …… <u>229</u>		
第2節 道路交通の安全のための情報の充実 …… <u>229</u>	第2節 道路交通の安全のための情報の充実 …… <u>230</u>		
第3節 道路施設等の管理と整備 …… <u>229</u>	第3節 道路施設等の管理と整備 …… <u>230</u>		
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え …… <u>229</u>	第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え …… <u>230</u>		
第5節 防災知識の普及 …… <u>232</u>	第5節 防災知識の普及 …… <u>233</u>		
第6節 再発防止対策の実施 …… <u>232</u>	第6節 再発防止対策の実施 …… <u>233</u>		
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… <u>233</u>	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… <u>234</u>		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
第2節 活動体制の確立 …… 234	第2節 活動体制の確立 …… 235	v	
第3節 救助・救急，医療及び消火活動 …… 238	第3節 救助・救急，医療及び消火活動 …… 239		
第4節 緊急輸送のための交通の確保，緊急輸送活動 …… 238	第4節 緊急輸送のための交通の確保，緊急輸送活動 …… 239		
第5節 危険物の流出に対する応急対策 …… 239	第5節 危険物の流出に対する応急対策 …… 240		
第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 …… 239	第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 …… 240		
第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… 239	第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… 240		
第8節 防疫及び遺体の処理 …… 240	第8節 防疫及び遺体の処理 …… 241		
第3章 災害復旧 …… 240	第3章 災害復旧 …… 241		
7 危険物等災害対策計画	7 危険物等災害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項） …… 241	第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項） …… 242		
第2節 石油類等危険物施設の予防対策 …… 244	第2節 石油類等危険物施設の予防対策 …… 245		
第3節 高圧ガス・火薬類の予防対策 …… 245	第3節 高圧ガス・火薬類の予防対策 …… 246		
第4節 毒劇物取扱施設の予防対策 …… 247	第4節 毒劇物取扱施設の予防対策 …… 248		
第5節 放射線使用施設等の予防対策 …… 248	第5節 放射線使用施設等の予防対策 …… 249		
第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策 …… 249	第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策 …… 250		
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項） …… 250	第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項） …… 251		
第2節 活動体制の確立（各災害共通事項） …… 254	第2節 活動体制の確立（各災害共通事項） …… 255		
第3節 石油類等危険物施設の事故応急対策 …… 257	第3節 石油類等危険物施設の事故応急対策 …… 258		
第4節 高圧ガス，火薬類の事故応急対策 …… 260	第4節 高圧ガス，火薬類の事故応急対策 …… 261		
第5節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策 …… 264	第5節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策 …… 265		
第6節 放射線使用施設等の事故応急対策 …… 265	第6節 放射線使用施設等の事故応急対策 …… 266		
第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策 …… 266	第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策 …… 267		
第8節 避難誘導対策 …… 267	第8節 避難誘導対策 …… 268		
第9節 捜索・救出・救助対策 …… 267	第9節 捜索・救出・救助対策 …… 269		
第10節 応援要請対策 …… 268	第10節 応援要請対策 …… 269		
第11節 医療救護対策 …… 268	第11節 医療救護対策 …… 269		
第12節 緊急輸送の確保 …… 268	第12節 緊急輸送の確保 …… 269		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>8 大規模な火事災害対策計画</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害に強いまちづくり …… 269</p> <p>第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実 …… 270</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え …… 270</p> <p>第4節 防災知識等の普及 …… 272</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… 273</p> <p>第2節 活動体制の確立 …… 274</p> <p>第3節 救助・救急，医療及び消火活動 …… 277</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 …… 277</p> <p>第5節 避難の受入れ …… 278</p> <p>第6節 施設及び設備の応急復旧活動 …… 278</p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… 278</p> <p>第8節 防疫及び遺体の処理 …… 279</p> <p>第3章 災害復旧 …… 279</p>	<p>8 大規模な火事災害対策計画</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害に強いまちづくり …… 271</p> <p>第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実 …… 272</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え …… 272</p> <p>第4節 防災知識等の普及 …… 274</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… 275</p> <p>第2節 活動体制の確立 …… 276</p> <p>第3節 救助・救急，医療及び消火活動 …… 279</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 …… 279</p> <p>第5節 避難の受入れ …… 280</p> <p>第6節 施設及び設備の応急復旧活動 …… 280</p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… 280</p> <p>第8節 防疫及び遺体の処理 …… 281</p> <p>第3章 災害復旧 …… 281</p>	vi	
<p>9 林野火災対策計画</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 林野火災に強い地域づくり …… 280</p> <p>第2節 林野火災防止のための情報の充実 …… 280</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え …… 280</p> <p>第4節 防災活動の促進 …… 283</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… 283</p> <p>第2節 活動体制の確立 …… 285</p> <p>第3節 救助・救急，医療及び消火活動 …… 287</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保 …… 289</p> <p>第5節 避難の受入れ …… 289</p> <p>第6節 施設，設備の応急復旧活動 …… 289</p>	<p>9 林野火災対策計画</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 林野火災に強い地域づくり …… 282</p> <p>第2節 林野火災防止のための情報の充実 …… 282</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え …… 282</p> <p>第4節 防災活動の促進 …… 285</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… 285</p> <p>第2節 活動体制の確立 …… 287</p> <p>第3節 救助・救急，医療及び消火活動 …… 289</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保 …… 291</p> <p>第5節 避難の受入れ …… 291</p> <p>第6節 施設，設備の応急復旧活動 …… 291</p>		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… <u>289</u> 第8節 二次災害の防止活動 …… <u>290</u></p> <p>1 総則 第2節 県土の自然条件 第2 気候 2 気象災害の概況 本県においては、台風、低気圧による災害のほか、雷災、ひょう害、霜害、冷害等の気象災害がある。 (1) 台風（昭和16年以降） <u>(新設)</u></p>	<p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… <u>291</u> 第8節 二次災害の防止活動 …… <u>292</u></p> <p>1 総則 第2節 県土の自然条件 第2 気候 2 気象災害の概況 本県においては、台風、低気圧による災害のほか、雷災、ひょう害、霜害、冷害等の気象災害がある。 (1) 台風（昭和16年以降） <u>㉓ 平成30.8.6～9（台風第13号）</u> <u>台風第13号は、9日に関東地方にかなり接近して9日昼前にかけて関東の東の海上を北に進んだ。</u> <u>茨城県では、前線や台風の接近により6日から9日にかけて、1時間降水量が大子で45.0mm（6日17時12分）、石岡市柿岡で41.5mm（7日02時16分）の激しい雨となり、6日14時から9日24時までの総降水量は、北茨城市花園で181.5mm、高萩市大能で130.5mmなど大雨となった。また、台風の中心が茨城県に最も接近した9日は、水戸で北東21.6m/s、鹿嶋で北20.9m/s、北茨城で北北東19.9m/sの最大瞬間風速を観測した。</u> <u>県内の被害は、負傷者2名（重傷1、軽傷1）、住家被害4件（全壊1、半壊3、一部損壊1）、がけ崩れ2箇所。</u> <u>㉔ 平成30.9.29～10.1（台風第24号）</u> <u>台風第24号は、暴風域を伴い非常に強い勢力を維持して30日20時頃に和歌山県田辺市付近に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま更に速度を速めて東海、関東甲信、東北地方を北東に進み、10月1日12時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。</u> <u>茨城県では、台風の中心が最も接近した10月1日は、笠間で南35.4m/s、つくばで南南西32.7m/s、筑西市下館で南東32.5m/sの最大瞬間風速を観測した。前線や台風の接近により9月29日から10月1日にかけて、1時間降水量が高萩市大能で42.0mm、北茨</u></p>	<p>vii</p> <p>13</p>	<p>情報の更新</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>(4) その他の災害 <u>(新設)</u></p>	<p><u>城市花園で 39.5mm, 龍ヶ崎で 37.0mm の激しい雨となり, 9 月 29 日 04 時から 10 月 1 日 06 時までの総降水量は, 北茨城市花園で 110.0mm, 高萩市大能で 98.0mm など大雨となった。</u> <u>県内の被害は, 負傷者 8 名 (全て軽傷), 住家被害 203 件 (半壊 15, 一部損壊 188)。</u></p> <p>(4) その他の災害</p> <p><u>⑥ 平成 30.1.22 (大雪)</u> <u>1 月 22 日から 23 日にかけて, 低気圧が本州の南海上を急速に発達しながら東北東に進んだため, 関東甲信地方を中心に広い範囲で大雪となった。</u> <u>茨城県では, 積雪の深さが 22 日 22 時には水戸で 19 センチ, つくばで 15 センチに達した。</u> <u>県内の被害は, 負傷者 18 名 (重傷 1, 軽傷 17), 住家被害 5 件 (一部損壊 5), がけ崩れ 2 箇所。</u></p> <p><u>⑦ 平成 30.3.1 (突風)</u> <u>低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだため, 大気の状態が非常に不安定となった。行方市で突風が発生した。</u> <u>県内の被害は, 負傷者 4 名 (全て軽傷), 住家被害 5 件 (全壊 1, 半壊 1, 一部損壊 105)。</u></p>	16	情報の更新
<p>第 3 節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱 第 3 指定地方行政機関 関東総合通信局 2 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること。 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため, 無線局の開局, 周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施(臨機の措置)に関すること。 独立行政法人水資源機構</p>	<p>第 3 節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱 第 3 指定地方行政機関 関東総合通信局 2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること。 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため, 無線局の開局, 周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関すること。 独立行政法人水資源機構</p>	18	表記の修正

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>1 ダム，河口堰，湖沼水位調節施設，多目的用水路，専用用水路その他水資源の開発又は利用のための施設の改築に関すること。</p>	<p>1 ダム，河口堰，湖沼水位調節施設，多目的用水路，専用用水路その他<u>水</u>資源の開発又は利用のための施設の<u>新築又は改築</u>に関すること。</p>	21	表記の修正
<p>第6 指定地方公共機関</p>	<p>第6 指定地方公共機関</p>		
<p>運輸機関（茨城交通株式会社，関東鉄道株式会社，鹿島臨海鉄道株式会社，一般社団法人茨城県トラック協会，首都圏新都市鉄道株式会社，<u>日立電鉄交通サービス株式会社</u>，ジェイアールバス関東株式会社，一般社団法人茨城県バス協会）</p>	<p>運輸機関（茨城交通株式会社，関東鉄道株式会社，鹿島臨海鉄道株式会社，一般社団法人茨城県トラック協会，首都圏新都市鉄道株式会社，ジェイアールバス関東株式会社，一般社団法人茨城県バス協会）</p>	23	茨城交通へ吸収合併
<p>災害時における避難者，救助物資その他の輸送の協力に関すること。</p>	<p>災害時における避難者，救助物資その他の輸送の協力に関すること。</p>		
<p>※資料1－1（茨城県防災会議委員・幹事<u>名簿</u>）</p>	<p>※資料1－1（茨城県防災会議委員・幹事<u>一覧</u>）</p>	23	誤記の修正
<p>4 風水害対策計画</p>	<p>4 風水害対策計画</p>		
<p>第1章 災害予防</p>	<p>第1章 災害予防</p>		
<p>第1節 県土の保全</p>	<p>第1節 県土の保全</p>		
<p>第1 治山治水計画</p>	<p>第1 治山治水計画</p>		
<p>1 治山計画</p>	<p>1 治山計画</p>		
<p>(2) 治山施設の整備</p>	<p>(2) 治山施設の整備</p>		
<p>県内における山地災害危険地区等を調査した結果，総数で1,237箇所あり，その内訳は次のとおりである。<u>（平成29年10月末現在）</u></p>	<p>県内における山地災害危険地区等を調査した結果，総数で1,237箇所あり，その内訳は次のとおりである。<u>（平成31年3月末現在）</u></p>	25	時点修正
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>		
<p>これらの山地災害危険地区（山腹崩壊・崩壊土砂流出・地すべり危険地区）における山地災害を未然に防止するため，森林法により策定された森林整備保全事業計画（<u>平成26～30年度</u>）に基づき，</p>	<p>これらの山地災害危険地区（山腹崩壊・崩壊土砂流出・地すべり危険地区）における山地災害を未然に防止するため，森林法により策定された森林整備保全事業計画（<u>令和元年～令和5年度</u>）に基づき，</p>	25	時点修正
<p>山地治山，防災林造成，地すべり防止施設の整備等を計画的に進めるとともに，市町村と連携して地域住民への山地災害危険地区の周知に努める。</p>	<p>山地治山，防災林造成，地すべり防止施設の整備等を計画的に進めるとともに，<u>脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進する。また，</u>市町村と連携して地域住民への山地災害危険地区の周知に努める。</p>	25	防災基本計画(R1)の修正
<p>2 保安林整備計画</p>	<p>2 保安林整備計画</p>		
<p>(1) 保安林の概況</p>	<p>(1) 保安林の概況</p>		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>(略)</p> <p>平成 28 年度末現在で、民有保安林 17,716ha、国有保安林 38,025ha、計 55,741ha の保安林が配備されている。</p>	<p>(略)</p> <p>平成 30 年度末現在で、民有保安林 17,880ha、国有保安林 38,025ha、計 55,905ha の保安林が配備されている。</p>	25	時点修正
<p>第2 海岸保全</p> <p>※資料 21-1 海岸保全区域指定状況</p>	<p>第2 海岸保全</p> <p>※資料 20-1 海岸保全区域指定状況</p>	28	資料編の番号修正
<p>第3 水防法に基づく洪水対策</p> <p>2 水位情報周知河川の指定</p>	<p>第3 水防法に基づく洪水対策</p> <p>2 水位周知河川の指定</p>	28	誤記の訂正
<p>国及び県は、洪水予報河川に指定された以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水位情報周知河川として指定し、避難判断水位（氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、国土交通大臣は県知事に、県知事は水防計画で定める水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。</p>	<p>国及び県は、洪水予報河川に指定された以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水位周知河川として指定し、避難判断水位（氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、国土交通大臣は県知事に、県知事は水防計画で定める水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。</p>	28	誤記の訂正
<p>3 浸水想定区域の指定</p> <p>国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。</p>	<p>3 洪水浸水想定区域の指定</p> <p>(1) 国及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定された河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。</p>	29	防災基本計画等に基づく修正
<p>なお、浸水想定区域の指定を行った国及び県は、指定区域及び浸水した場合の水深を公表するとともに関係市町村に通知する。</p> <p>また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定を提供するよう努めるものとする。</p>	<p>また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定を提供するよう努めるものとする。</p>		
<p>(新設)</p>	<p>(2) 市町村長は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。</p>	29	防災基本計画（H30）の修正

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p><u>(新設)</u></p> <p>4 避難体制等の整備</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(1) 市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 浸水想定区域を含む市町村の長は、上記(1)の事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配付その他必要な措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市町村は、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等について、「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府防災担当）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）、県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するものとする。</p> <p>また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p>	<p>(3) <u>水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。</u></p> <p>4 避難体制等の整備</p> <p>(1) <u>複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「茨城県管理河川減災対策協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。</u></p> <p>(2) 市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 浸水想定区域を含む市町村の長は、上記(1)の事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配付その他必要な措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 市町村は、<u>災害発生情報</u>、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始を<u>躊躇なく発令できるよう</u>、「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府防災担当）」及び「<u>避難勧告等の発令に係る基本的考え方（茨城県）</u>」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）、県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な<u>数値に基づいた発令基準を設定するほか、5段階の警戒レベルを明記し</u>、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するものとする。</p> <p>また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓</p>	<p>29</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>30</p> <p>30</p>	<p>防災基本計画（H30）の修正</p> <p>防災基本計画（H30、R1）の修正</p> <p>防災基本計画（R1）の修正</p> <p>県避難勧告等の発令に係る基本的考え方</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) 国（気象庁，国土交通省），県及び市町村は，関係機関の協力を得て，雨量，水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り，関係行政機関はもとより，報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。</p> <p>（略）</p> <p>(5) 県は，住民に対して分かりやすくかつ迅速に河川情報（雨量，水位及び河川監視カメラによる映像等）を提供するため，水防テレメータシステムなどの更新充実を図るとともに，インターネットなどを活用した多様な手段による情報提供に努める。</p> <p>第2節 土砂災害防止対策 第1 土砂災害防止法に基づく対策</p>	<p>練を行うものとする。なお，避難時の周囲の状況等により，屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは，「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p><u>※ 資料7-1 防災気象情報と警戒レベル</u></p> <p><u>資料7-2 避難勧告等の発令に係る基本的考え方</u></p> <p><u>(5) 市町村は，洪水等に対する住民の警戒避難体制として，洪水予報河川等については，水位情報，堤防等の施設に係る情報，台風情報，洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても，氾濫により居住者や地下空間，施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては，同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。</u></p> <p><u>また，避難勧告等の発令対象区域については，細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから，立退き避難が必要な区域を示して勧告したり，屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく，命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう，発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに，必要に応じて見直すよう努めるものとする。国（国土交通省）及び県は，これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて，必要な助言等を行うものとする。</u></p> <p>(6) 国（気象庁，国土交通省），県及び市町村は，関係機関の協力を得て，雨量，水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り，関係行政機関はもとより，報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。</p> <p>（略）</p> <p>(7) 県は，住民に対して分かりやすくかつ迅速に河川情報（雨量，水位及び河川監視カメラによる映像等）を提供するため，水防テレメータシステムなどの更新充実を図るとともに，インターネットなどを活用した多様な手段による情報提供に努める。</p> <p>第2節 土砂災害防止対策 第1 土砂災害防止法に基づく対策</p>	<p>30</p> <p>30</p> <p>31</p>	<p>資料編の追加修正</p> <p>防災基本計画（H30）の修正</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定</p> <p>県は、急傾斜地の崩落等が発生した場合に住民の生命又は身体に<u>危害が生ずる</u>と認められ、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として政令で定める基準に該当するものを所定の手続に従って「土砂災害警戒区域」（以下「警戒区域」という。）として指定する。</p> <p>また、県は、警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物等に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい<u>危害が生ずる</u>と認められ、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制を加える区域として政令で定める基準に該当するものを所定の手続きに従って「土砂災害特別警戒区域」として指定する。</p> <p>なお、県は、指定を行うに当たって、あらかじめ関係市町村長の意見を聴くとともに政令で定める事項を公示する。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>3 警戒避難体制の整備</p> <p>(3) 市町村は、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等について、「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府防災担当）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）及び県の協力を得つつ、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するものとする。</p> <p>4 特定開発行為の制限等</p> <p>県は、土砂災害防止法<u>第9条</u>に定める特定開発行為に関する事項その他同法の規定に基づき、土砂災害の防止に関し必要な対策を講ずるものとする。</p> <p>第4 土石流危険渓流対策</p> <p>2 砂防指定地の指定及び砂防工事の推進</p>	<p>2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定・見直し</p> <p>県は、急傾斜地の崩落等が発生した場合に住民の生命又は身体に<u>危害が生ずるおそれがある</u>と認められ、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として政令で定める基準に該当するものを所定の手続に従って「土砂災害警戒区域」（以下「警戒区域」という。）として指定する。</p> <p>また、県は、警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物等に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい<u>危害が生ずるおそれがある</u>と認められ、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制を加える区域として政令で定める基準に該当するものを所定の手続きに従って「土砂災害特別警戒区域」として指定する。</p> <p>なお、県は、指定を行うに当たって、あらかじめ関係市町村長の意見を聴くとともに政令で定める事項を公示する。</p> <p><u>また、県は、対策工事が完了した箇所の区域縮小等、地形や土地利用の変化に合わせた区域の見直し作業を計画的に行っていくものとする。</u></p> <p>3 警戒避難体制の整備</p> <p>(3) 市町村は、<u>災害発生情報</u>、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等について、「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府防災担当）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）及び県の協力を得つつ、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するものとする。</p> <p>4 特定開発行為の制限等</p> <p>県は、土砂災害防止法<u>第10条</u>に定める特定開発行為に関する事項その他同法の規定に基づき、土砂災害の防止に関し必要な対策を講ずるものとする。</p> <p>第4 土石流危険渓流対策</p> <p>2 砂防指定地の指定及び砂防工事の推進</p>	<p>31</p> <p>31</p> <p>31</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>32</p>	<p>防災基本計画（H30）に基づく修正 表記の修正</p> <p>表記の修正</p> <p>防災基本計画（H30）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R1）に基づく修正</p> <p>誤記の修正</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>(2) 土石流に対処するための工事については、特に土石流が発生するおそれの高い溪流、保全対象となる人家又は公共的な施設の多い溪流について重点的に砂防工事を推進する。</p> <p>第5節 学校等の安全対策・文化財の保護 4 学校等施設・設備の災害予防措置 災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。 (1) 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。 ※資料 <u>22-1</u>（公立文教施設の現況及び建築）</p> <p>第6節 農地・農業の安全対策 第1 農地計画 農地や農業用施設への災害を未然に防ぐため、老朽化した農業用ため池の改修や農地等に冠水被害が発生している地域の排水改良等を目的とした以下の対策を実施する。 また、<u>県、市町村及び土地改良区</u>は、大雨による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのある農業用ため池について、ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図るものとする。</p> <p>第2 農業計画 3 資材の確保 (1) 防除器具の整備 県有及び市町村等の病虫害防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。 (2) 薬剤等 災害の発生が予測される場合は薬剤等が迅速に確保されるよ</p>	<p>(2) 土石流 (<u>土砂・流木</u>) に対処するための工事については、特に土石流が発生するおそれの高い溪流、保全対象となる人家又は公共的な施設の多い溪流について重点的に <u>土砂・流木捕捉効果の高い</u>砂防工事を推進する。</p> <p>第5節 学校等の安全対策・文化財の保護 4 学校等施設・設備の災害予防措置 災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。 (1) 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。 ※資料 <u>21-1</u>（公立文教施設の現状及び建築）</p> <p>第6節 農地・農業の安全対策 第1 農地計画 農地や農業用施設への災害を未然に防ぐため、老朽化した農業用ため池の改修や農地等に冠水被害が発生している地域の排水改良等を目的とした以下の対策を実施する。 また、<u>県及び市町村</u>は、大雨による破損等で決壊した場合の<u>浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与える</u>おそれのある農業用ため池について、<u>緊急連絡体制の整備等を推進するとともに</u>、ハザードマップの作成 <u>・周知</u>等により適切な情報提供を図るものとする。</p> <p>第2 農業計画 3 資材の確保 (1) 防除器具の整備 県有及び市町村等の病虫害防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。 (2) 薬剤等 災害の発生が予測される場合は薬剤等が迅速に確保されるよ</p>	<p>34</p> <p>38</p> <p>38</p>	<p>防災基本計画 (H30) の修正</p> <p>資料編の番号修正、誤記の修正</p> <p>防災基本計画 (R1) に基づく修正</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>う全農いばらき等を通じて必要量の備蓄を行う。</p> <p><u>(3) 飼料</u> <u>災害に備え、最低数日間の飼料を備蓄する。</u></p> <p><u>4 家畜対策</u> <u>(1) 低湿地畜舎は周囲の盛土や排水路の整備を行う。</u> <u>(2) 増浸水の場合を想定して避難移動場所の確保を図る。</u> <u>(3) 倒壊流失の懸念のある畜舎の補修を行う。</u></p> <p>第8節 情報通信設備等の整備</p> <p>1 情報通信設備の整備</p> <p>(1) 県の情報通信設備</p> <p>3) <u>非常・緊急通話用電話</u></p> <p>2 防災情報システムの整備</p> <p>(1) 防災情報システムの概要</p> <p>県の防災情報システムは、気象情報、被害情報などの画像情報等多様な情報を一元的に収集管理し、<u>防災センター等に提供する</u>システムである。</p> <p><u>なお、災害対策に関する情報の入出力は防災センターの他、市町村及び消防本部等で行うことができ、被害照会は全ての構成機関で行うことができる。</u></p> <p><u>このシステムにより、必要な情報が正確・迅速に伝達されるようになり、より迅速・的確な防災対策を講じることが可能である。</u></p> <p>(2) 防災情報システムの機能</p> <p>防災情報システムの主な機能は次のとおりである。</p> <p><u>1) 気象情報システム（予・警報、地震情報等）</u> <u>2) 被害情報システム（人的・住家・道路・鉄道・ライフライン被</u></p>	<p>う全農いばらき等を通じて必要量の備蓄を行う。</p> <p><u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p>第8節 情報通信設備等の整備</p> <p>1 情報通信設備の整備</p> <p>(1) 県の情報通信設備</p> <p>3) <u>災害時優先通信</u></p> <p>2 防災情報ネットワークシステムの整備</p> <p>(1) 防災情報ネットワークシステムの概要</p> <p>県の防災情報ネットワークシステムは、気象情報、被害情報、<u>映像情報等の</u>多様な情報を一元的に収集管理し、<u>県災害対策本部や市町村災害対策本部、消防本部、救急医療機関、防災関係機関において、当該情報を共有することができる</u>システムである。</p> <p><u>市町村災害対策本部や消防本部等は、被害情報を入力することができる。県災害対策本部等全ての構成機関はそれらの情報を閲覧することができる。</u></p> <p><u>このシステムにより、気象情報を迅速・的確に市町村、消防本部など関係機関に伝達できるとともに、多様な情報を関係機関で共有できるようになり、より迅速・的確で円滑な防災対策を講じることができる。</u></p> <p><u>また、Lアラート等と連携し、多様な手段を通じて県民に対して気象情報等を広く伝達することができる。</u></p> <p>(2) 防災情報ネットワークシステムの機能</p> <p>防災情報ネットワークシステムの主な機能は次のとおりである。</p> <p><u>1) 気象情報等（予・警報、地震情報、避難情報、避難所開設情報等）の迅速な伝達</u></p>	<p>39</p> <p>41</p> <p>41</p> <p>42</p>	<p>実際の運用にあわせ修正</p> <p>表記の修正</p> <p>地震災害対策計画編にあわせる</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p><u>害情報等)</u> <u>3) 防災地図システム（各被害情報に基づく地図作成）</u></p> <p>(3) 防災情報システムの平常時の活用 <u>防災センター及び防災情報システムの整備を踏まえ、防災情報のデータベース化、情報収集・伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策等の円滑な推進に資する。</u></p> <p>5 情報提供に係る多様な通信手段の活用 県及び市町村は、被災者等への情報提供に当たり、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバ運営業者の協力を得るものとする。 また、県民が災害に関する情報を随時入手したいというニーズに柔軟に応えるため、ホームページ、<u>ツイッター</u>、メール、Lアラート等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>第11節 防災知識の普及 災害による被害を最小限にとどめるためには、県民の一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による公助、個々人の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が連携して減災のための社会をつくる県民運動の展開が必要である。このため、県・市町村、防災関係機関は、災害発生時に県民一人ひとりが適切な行動をとることができるよう、防災教育活動を行うとともに、各地域で実施される防災</p>	<p><u>2) 各機関における被害情報（人的・住家・道路・鉄道・ライフライン被害情報等）等の登録・共有</u> <u>3) 防災情報ネットワークシステムを活用した携帯電話の通事情報に左右されない救急車から救急医療機関への無線を含む連絡網の構築</u> <u>4) いばらき消防指令センターが取得した消防・救急情報の県、市町村等における共有</u> <u>5) 国や県がそれぞれ整備した河川監視リアルタイム映像情報の共有</u></p> <p>(3) 防災情報<u>ネットワーク</u>システムの平常時の活用 <u>災害時に十分機能を発揮できるよう、防災情報ネットワークシステムの適正な維持管理を進めるとともに、端末操作研修や端末操作訓練を通して、各構成機関担当者の習熟度向上を図る。</u></p> <p>5 情報提供に係る多様な通信手段の活用 県及び市町村は、被災者等への情報提供に当たり、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバ運営業者の協力を得るものとする。 また、県民が災害に関する情報を随時入手したいというニーズに柔軟に応えるため、ホームページ、<u>Twitter, LINE, Yahoo!</u><u>防災情報</u>、メール、Lアラート等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>第11節 防災知識の普及 災害による被害を最小限にとどめるためには、県民の一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による公助、個々人の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が連携して減災のための社会をつくる県民運動の展開が必要である。このため、県・市町村、防災関係機関は、<u>「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての県民の理解を促進する</u></p>	<p>43</p> <p>47</p>	<p>表記の修正、平成30年7月豪雨における課題を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画（R1）に基づく修正</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>訓練への参加を促すなど、普及啓発活動を推進するものとする。 その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>1 一般県民向けの防災教育 (1) 普及すべき防災知識の内容 1) ～ 4) (略) 5) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の内容と<u>早期避難の重要性</u> <u>(新規)</u></p> <p><u>6)</u> 河川近傍や浸水深の大きい区域である「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難と浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料等の備蓄 <u>7)</u> 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え <u>8)</u> 自主防災組織等の地域での防災活動 <u>9)</u> 要配慮者への支援協力 <u>10)</u> 帰宅困難者対策（地震災害対策計画編に準じる） <u>11)</u> 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等</p>	<p><u>ため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、県民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。また、災害発生時に県民一人ひとりが適切な行動をとることができるよう、防災教育活動を行うとともに、各地域で実施される防災訓練への参加を促すなど、普及啓発活動を推進するものとする。</u> その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 <u>また、県、市町村、防災関係機関は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るほか、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。</u></p> <p>1 一般県民向けの防災教育 (1) 普及すべき防災知識の内容 1) ～ 4) (略) 5) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）<u>及び災害発生情報</u>の内容と<u>5段階の警戒レベル情報の意味</u> 6) <u>「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性</u> <u>7)</u> 河川近傍や浸水深の大きい区域である「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難と浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料等の備蓄 <u>8)</u> 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え <u>9)</u> 自主防災組織等の地域での防災活動 <u>10)</u> 要配慮者への支援協力 <u>11)</u> 帰宅困難者対策（地震災害対策計画編に準じる） <u>12)</u> 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等</p>	48	防災基本計画（R1）に基づく修正

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考															
<p><u>12)</u> その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報 (2)～(4) 略 <u>(新規)</u></p> <p><u>(5)</u> その他のメディアの活用</p> <p>第13節 防災組織等の活動体制整備 4 ボランティア組織の育成・連携 <u>(1) 防災ボランティアの定義</u> <u>防災ボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティア（医療・防疫、語学、アマチュア無線）とに区分し、次の表に示す県、関係団体等がそれぞれ受入れ、紹介等に係る調整を行う。</u> <u>また、災害発生時を想定した一般ボランティアと専門ボランティアとの連携のあり方を協議する連絡会を設置し、防災ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努めるものとする。</u></p>	<p><u>13)</u> その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報 (2)～(4) 略 <u>(5) 住民参加型ワークショップの開催</u> <u>県、市町村、防災関係機関は、主に治水優先度の高い地域や洪水浸水想定区域内の住民を対象に、各河川の注意すべき箇所を水害危険度マップにより周知するとともに、マイマップ作成（地域の危険箇所や安全な避難経路を記した地図を近隣住民同士で作成）やマイ・タイムライン作成（自分が水害時に何をすべきかを時系列に一覧表に整理）、災害・避難カード作成（避難のタイミングや緊急連絡先等を携帯可能なカードに記入）などの住民参加型ワークショップを開催し、地域の災害リスクと適切な避難行動の理解促進を図る。</u></p> <p><u>(6)</u> その他のメディアの活用</p> <p>第13節 防災組織等の活動体制整備 4 ボランティア組織の育成・連携 <u>地震災害対策計画編第2章第1節第3「防災組織等の活動体制の整備」に準じる。</u></p>	48	地震災害対策計画編から移行するとともに、県の取組を反映															
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="73 1086 188 1169">区分</th> <th data-bbox="188 1086 456 1169">活動内容</th> <th data-bbox="456 1086 622 1169">養成・登録の有無</th> <th data-bbox="622 1086 775 1169">担当窓口</th> <th data-bbox="775 1086 943 1169">受入れ窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="73 1169 188 1374"><u>一般</u></td> <td data-bbox="188 1169 456 1374"><u>炊き出し、食事の提供、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介護、手話等</u></td> <td data-bbox="456 1169 622 1374"><u>養成有り 登録有り</u></td> <td data-bbox="622 1169 775 1374"><u>県（保健福祉部） 市町村</u></td> <td data-bbox="775 1169 943 1374"><u>県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="73 1374 188 1452"><u>医療</u></td> <td data-bbox="188 1374 456 1452"><u>医療活動（医師・看護師）、調剤業務、医薬品</u></td> <td data-bbox="456 1374 622 1452"><u>養成無し 登録無し</u></td> <td data-bbox="622 1374 775 1452"><u>県（保健福祉</u></td> <td data-bbox="775 1374 943 1452"><u>県医師会 県歯科医</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入れ窓口	<u>一般</u>	<u>炊き出し、食事の提供、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介護、手話等</u>	<u>養成有り 登録有り</u>	<u>県（保健福祉部） 市町村</u>	<u>県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会</u>	<u>医療</u>	<u>医療活動（医師・看護師）、調剤業務、医薬品</u>	<u>養成無し 登録無し</u>	<u>県（保健福祉</u>	<u>県医師会 県歯科医</u>		55	反復表記の整理
区分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入れ窓口														
<u>一般</u>	<u>炊き出し、食事の提供、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介護、手話等</u>	<u>養成有り 登録有り</u>	<u>県（保健福祉部） 市町村</u>	<u>県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会</u>														
<u>医療</u>	<u>医療活動（医師・看護師）、調剤業務、医薬品</u>	<u>養成無し 登録無し</u>	<u>県（保健福祉</u>	<u>県医師会 県歯科医</u>														

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前					改定後	新計画 掲載頁	備考
防疫	<u>の仕分け・管理，消毒等の防疫指導（薬剤師），健康管理・栄養指導（保健師），歯科診療（歯科医師，歯科衛生士）</u>		部)	師会 県薬剤師会 県看護協会			
語学	<u>外国語通訳・翻訳</u>	<u>養成有り 登録有り</u>	県 (<u>県民生活環境部</u>)	国際交流協会			
アマチュア無線	<u>非常通信</u>	<u>養成無し 登録無し</u>	県 (<u>防災・危機管理部</u>)	県防災・危機管理課			
<p><u>なお，一般ボランティアについての取り扱いについては，次のとおりとする。</u></p> <p><u>(2) 一般ボランティアの担当窓口の設置</u> <u>県及び市町村は，災害発生時におけるボランティア活動を支援するため，あらかじめ一般ボランティアの「担当窓口」を設置する。</u> <u>県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会は，災害発生時におけるボランティア活動の「受入れ窓口」となることとし，災害発生時には，その活動が円滑に行われるよう，あらかじめその機能を整備するものとする。</u></p> <p><u>(3) 「受入れ窓口」の整備と応援体制の確立</u> <u>県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会は，「受入れ窓口」の円滑なボランティア活動を促進するため，体制整備を強化するとともに，市町村社会福祉協議会間における相互応援協定を締結し，災害時の体制強化を図るものとする。</u></p> <p><u>(4) 一般ボランティアの養成・登録</u> <u>県社会福祉協議会は，一般ボランティアの養成・登録にあたり，次の対策を実施する。</u></p>							

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p><u>1) コーディネートシステムの構築</u> <u>災害時にボランティアの受入れ、調整、紹介が一元化して行えるようボランティアのコーディネートシステムをあらかじめ調整し、関係機関等と共同でマニュアルを作成する。その際、コーディネーターが行う業務は次の通りとする。</u> <u>〔県の拠点施設における業務〕</u> <u>① 紹介先、紹介人数、活動内容等の市町村レベルでのボランティアの調整</u> <u>② ①に基づくボランティアの紹介</u> <u>③ 県社会福祉協議会に直接登録しているボランティアの調整及び紹介</u> <u>〔市町村の拠点施設における業務〕</u> <u>① 紹介先、紹介人数、活動内容等のボランティアの調整</u> <u>② ①に基づくボランティアの紹介</u> <u>③ ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会への応援の要請</u></p> <p><u>2) ボランティアリーダーの養成</u> <u>災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティアリーダーの養成・研修を実施する。</u></p> <p><u>3) ボランティアコーディネーターの養成</u> <u>災害時に、ボランティア活動の需給調整・行政との連携調整等を円滑に行うコーディネーターを養成するために、平常時から市町村社会福祉協議会のボランティアコーディネーター等を対象に、災害時における対応のノウハウに関する研修を実施する。</u></p> <p><u>4) 一般ボランティアの登録</u> <u>災害時におけるボランティア活動を希望する者の登録を行い、その登録リストを市町村社会福祉協議会へ通知し、登録情報の共有化を図る。</u></p> <p><u>(5) 一般ボランティア団体のネットワーク</u> <u>県社会福祉協議会は、県内のボランティア団体、ボランティア関</u></p>			

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p><u>連団体、企業、大学等とのネットワーク化を進め、災害時における協力体制を整備する。</u></p> <p><u>(6) 一般ボランティアの活動環境の整備</u></p> <p><u>県（保健福祉部）、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、次の活動環境の整備を実施する。</u></p> <p><u>1) ボランティア活動の普及・啓発</u></p> <p><u>災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、県民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努めるものとする。</u></p> <p><u>2) 一般ボランティアの活動拠点等の整備</u></p> <p><u>災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。</u></p> <p><u>3) ボランティア保険への加入促進</u></p> <p><u>県及び市町村は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険の助成に努める。</u></p> <p>5 企業防災の促進</p> <p><u>企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化や取引先とのサプライチェーンの確保等、災害による事業活動への影響に対する効果的な対応のための備えに関する事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。</u></p> <p><u>このため、国、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提</u></p>	<p>5 企業防災の促進</p> <p><u>企業は、地震災害対策計画編第2章第1節第3「防災組織等の活動体制の整備」に準ずるほか、次により風水害対策を実施するものとする。</u></p> <p><u>(1) 地下街等</u></p> <p><u>浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防</u></p>	<p>55</p> <p>55</p>	<p>表記の整理</p> <p>防災基本計画（H30）に基づく修正</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p><u>供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）策定等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進に努める。</u></p> <p><u>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県が実施する協定の締結や防災訓練の実施等の防災対策の実施に協力するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、県及び市町村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。</u></p>	<p><u>組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置するものとする。</u></p> <p><u>また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。</u></p> <p><u>なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 大規模工場等</u></p> <p><u>浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。</u></p>	56	防災基本計画（H30）に基づく修正
<p>第14節 要配慮者支援</p> <p>1 要配慮者利用施設の安全体制の確保</p> <p>(5) 避難確保計画の策定等</p> <p>浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、<u>洪水時又は土砂災害が発生するおそれのある場合の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。</u></p> <p>県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるも</p>	<p>第14節 要配慮者支援</p> <p>1 要配慮者利用施設の安全体制の確保</p> <p>(5) 避難確保計画の策定等</p> <p>浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、<u>防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。</u></p>	57	防災基本計画（H30）に基づく修正

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>のとする。</p> <p>3 外国人に対する防災対策の充実</p> <p><u>(1) 外国人の所在の把握</u> 市町村は災害時における外国人への安否確認等迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。</p> <p><u>(2) 外国人を含めた防災訓練の実施</u> 県、市町村及び県国際交流協会は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。</p> <p><u>(3) 防災知識の普及・啓発</u> 県、市町村及び県国際交流協会は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。</p> <p><u>(4) 災害時マニュアルの携行促進</u> 県、市町村及び県国際交流協会は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、外国人登録の窓口等で氏名や住所、連絡先、言語、血液型などを記載する災害時マニュアルを配布し、携行の促進に努める。</p> <p><u>(5) 外国人が安心して生活できる環境の整備</u></p> <p><u>1) 外国人相談体制の充実</u> 外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、県及び県国際交流協会は外国人相談窓口の充実を図る。</p> <p><u>2) 外国人にやさしいまちづくりの促進</u> 市町村は、避難誘導の際に配慮を要する訪日外国人旅行者を含む外国人への情報伝達体制として、避難場所や避難路等の避難施設の</p>	<p><u>また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。</u></p> <p>県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</p> <p>3 外国人に対する防災対策の充実</p> <p><u>地震災害対策計画編第2章第3節第5「要配慮者安全確保のための備え」に準じる。</u></p>	58	反復表記の整理

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p><u>案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。</u></p> <p><u>また、県及び市町村は、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進めるものとする。</u></p> <p>3) <u>外国人への行政情報の提供</u></p> <p><u>県、市町村及び県国際交流協会は、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。</u></p> <p>4) <u>外国人と日本人とのネットワークの形成</u></p> <p><u>県、市町村及び県国際交流協会は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。</u></p> <p>5) <u>語学ボランティアの登録・養成</u></p> <p><u>県国際交流協会は、災害時に語学ボランティアとしての活動を希望する者の登録と研修を行い、語学ボランティアが迅速に活動できる体制整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、県国際交流協会は、災害発生時における語学ボランティアの受入・活用を円滑に行うため、「受入れ窓口」としての機能を備えておくものとする。</u></p> <p>6) <u>語学ボランティアの支援</u></p> <p><u>県及び市町村は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置する。</u></p> <p>第2章災害応急対策 第1節 組織 第1 県 1 災害対策本部 (4) 配備体制</p>	<p>第2章災害応急対策 第1節 組織 第1 県 1 災害対策本部 (4) 配備体制</p>		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前				改定後				新計画 掲載頁	備考
体制区分		基 準	配備人員	体制区分		基 準	配備人員	新計画 掲載頁	備考
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)		
警戒体制	第2	事前配備1の体制をとった場合であって相当の被害が発生し、若しくは発生が予想される時又はその他の状況により防災・危機管理部長が必要と認めたとき。	付表事前配備2の欄に掲げるもの	警戒体制	第2	事前配備1の体制をとった場合であって相当の被害が発生し、若しくは発生が予想される時又はその他の状況により防災・危機管理部長が必要と認めたとき。	付表事前配備2の欄に掲げるもの	61	体制の見直し
	(略)		(略)		(略)		(略)		
付表				付表				62	組織改編に伴う配備体制の修正
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前			改定後			新計画 掲載頁	備考
部 局 名	事前配備体制		部 局 名	事前配備体制			
	事前配備1	事前配備2		事前配備1	事前配備2		
部 外	秘書課 1	秘書課 1	総 務 部	総務課 2	秘書課 1		
総 務 部	広報広聴課 1	広報広聴課 9	報道・広聴課 1	人事課 1	管財課 3		
企 画 部		総務課 2	政策企画部	報道・広聴課 4	秘書課 1		
生 活 環 境 部		人事課 1	政策調整課 1	管財課 3	政策調整課 1		
		企画課 3	地域振興課 1	企画課 3	地域振興課 1		
		地域計画課 1	情報システム課 1	地域計画課 1	情報システム課 1		
		事業推進課 1	交通政策課 1	事業推進課 1	交通政策課 1		
		つくば地域振興課 1	県民生活環境部	生活文化課 4	生活文化課 4		
		生活文化課 4	環境政策課 4	環境政策課 4	環境政策課 4		
		環境政策課 4	環境対策課 4	環境対策課 4	環境対策課 4		
		環境対策課 4	廃棄物対策課 3	廃棄物対策課 3	廃棄物対策課 3		
		廃棄物対策課 3	防災・危機管理部	防災・危機管理課 9	防災・危機管理課 全員		
	防災・危機管理課 5	防災・危機管理課 全員	防災・危機管理課 9	防災・危機管理課 全員	防災・危機管理課 全員		
	消防安全課 3	消防安全課 全員	消防安全課 5	消防安全課 全員	消防安全課 全員		
		原子力安全対策課 1	原子力安全対策課 1	原子力安全対策課 1	原子力安全対策課 1		
保 健 福 祉 部		厚生総務課 2	保 健 福 祉 部	厚生総務課 2	厚生総務課 2		
		福祉指導課 1	疾病対策課 1	疾病対策課 1	疾病対策課 1		
		医療政策課 2	福祉指導課 1	福祉指導課 1	福祉指導課 1		
		保健予防課 1	医療政策課 2	医療政策課 2	医療政策課 2		
商 工 労 働 観 光 部		産業政策課 3	営 業 戦 略 部	プロモーション戦略チーム 2	プロモーション戦略チーム 2		
		産業技術課 1	観光物産課 3	観光物産課 3	観光物産課 3		
農 林 水 産 部		農業政策課 3	産 業 戦 略 部	産業政策課 3	産業政策課 3		
		農業経営課 1	技術革新課 1	技術革新課 1	技術革新課 1		
		林業課 1	産業基盤課 1	産業基盤課 1	産業基盤課 1		
	水産振興課 1	水産振興課 (大雪警報のときを除く) 2	土地販売推進課 1	土地販売推進課 1	土地販売推進課 1		
	(大雪警報のときを除く)	農村計画課 2	農 林 水 産 部	農業政策課 3	農業政策課 3		
土 木 部		監理課 2	農業技術課 1	農業技術課 1	農業技術課 1		
	道路建設課 1	道路建設課 2	林業課 1	林業課 1	林業課 1		
	道路維持課 2	道路維持課 4	水産振興課 1	水産振興課 (大雪警報のときを除く) 2	水産振興課 (大雪警報のときを除く) 2		
	河川課 5	河川課 9	(大雪警報のときを除く)	農村計画課 2	農村計画課 2		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前				改定後				新計画掲載頁	備考		
(土木・工事事務所（工務所を含む）)	12土木・工事事務所（工務所を含む）各3人	36	12土木・工事事務所（工務所を含む）各4人	48	土木部	監理課	2	67	種類に係る説明の追加、資料名の追加及び現況を踏まえた修正		
(港湾事務所)	2港湾事務所各3人	6	2港湾事務所各4人	8	道路建設課	1	2				
(下水道事務所)	2下水道事務所各2人	4	2下水道事務所各4人	8	道路維持課	2	4				
			4浄化センター各4人	16	河川課	5	9				
			潮来浄化センター	2	港湾課	3	5				
企業局			総務課企画経営室	2	都市整備課	3	5				
病院局			経営管理課	2	下水道課	2	3				
県民センター			4県民センター各2人	8	(土木・工事事務所（工務所を含む）)	12土木・工事事務所（工務所を含む）各3人	36			12土木・工事事務所（工務所を含む）各4人	48
教育庁			総務課	3	(港湾事務所)	2港湾事務所各3人	6			2港湾事務所各4人	8
警察本部	警備部長が別に定める				(下水道事務所)	鹿島下水道事務所	2			鹿島下水道事務所	4
						流域下水道事務所	2			流域下水道事務所	4
						(浄化センターを除く)				(浄化センターを除く)	
						4浄化センター各4人	16				
					企業局	総務課企画経営室	2				
					病院局	経営管理課	2				
					県民センター	4県民センター各2人	8				
					教育庁	総務課	3				
					警察本部	警備部長が別に定める					
第3節 気象情報等計画				第3節 気象情報等計画							
第1 特別警報・警報・注意報				第1 特別警報・警報・注意報							
1 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準				1 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準							
水戸地方気象台が茨城県を対象に行っている特別警報・警報・注意報の種類とその発表基準は次のとおりである。				水戸地方気象台が茨城県を対象に行っている特別警報・警報・注意報の種類とその発表基準は、資料3-3及び資料3-4のとおりである。							
発表にあたっては、災害発生の危険性を的確に伝えるため、過去の記録的大雨の例を示すなど、伝達方法を工夫するものとする。				大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。							
また、特別警報とは大雨や強風などの気象現象によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、警報とは重大な災害が起こる恐れがあるとき、注意報とは災害が起こるおそれがあるとき、県内の市町村ごとに発表するものである。				また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。							

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>2 特別警報・警報・注意報，その他気象情報の細分区域と運用</p> <p>(2) その他</p> <p><u>水戸地方気象台</u>は，特別警報・警報・注意報とは別に気象現象の推移や防災上の注意を報じるため気象情報を発表する。</p> <p>イ 記録的短時間大雨情報</p> <p>県内で，数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに，府県気象情報の一種として発表する。</p> <p>ウ 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻，ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で，雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に，「茨城県北部」・「茨城県南部」で発表する。この情報の有効期間は，発表から1時間である。</p> <p>3 特別警報・警報・注意報の伝達</p>	<p><u>なお，大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では，重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう，これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。</u></p> <p>2 特別警報・警報・注意報，その他気象情報の細分区域と運用</p> <p>(2) その他</p> <p><u>水戸地方気象台(気象庁)</u>は，特別警報・警報・注意報とは別に気象現象の推移や防災上の注意を報じるため気象情報を発表する。</p> <p>イ 記録的短時間大雨情報</p> <p>県内で，数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに，府県気象情報の一種として発表する。<u>この情報が発表されたときは，土砂災害や低地の浸水，中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり，実際に災害発生の危険度が高まっている場所について，警報の「危険度分布」で確認する必要がある。</u></p> <p>ウ 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻，ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で，雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に，「茨城県北部」・「茨城県南部」で発表する。</p> <p><u>なお，実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</u></p> <p><u>また，竜巻の目撃情報が得られた場合には，目撃情報があった地域を示し，その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報で発表される。</u></p> <p>この情報の有効期間は，発表から1時間である。</p> <p>3 特別警報・警報・注意報の伝達</p>	<p>67</p> <p>68</p> <p>68</p>	<p>発表機関の修正</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前				改定後				新計画掲載頁	備考
(4) 日本放送協会（NHK）関係 水戸地方気象台からNHK水戸放送局に気象専用回線を通じて通報された警報等は直ちに放送されることになっており、茨城放送（IBS）もこれに準じている。				(4) 日本放送協会（NHK）関係 水戸地方気象台からNHK水戸放送局に気象専用回線を通じて通報された警報等は直ちに放送されることになっており、茨城放送（IBS）もこれに準じている。				71	放送局名、コール・サイン等の更新
放送局名	コール・サイン	周波数	備考	放送局名	コール・サイン	周波数	備考		
NHK東京第1放送	J O A K	594KHz	300KW	NHK東京第1放送	J O A K	594KHz	300KW		
NHK東京テレビジョン放送（総合）	<u>J O A K - T V</u>	<u>東京 1 C H (V H F)</u> <u>日立 52 C H (U H F)</u> <u>十王 51 C H (")</u> <u>大子 51 C H (")</u>	<u>UHFサテライト局は他に32局ある</u> <u>(H)</u> <u>15.12.1 現在)</u>	NHK東京デジタルテレビジョン放送（総合）	<u>J O A K - D T V</u>	<u>東京 27 C H (U H F)</u>	<u>10KW</u>		
(略)				(略)					
NHK水戸デジタルテレビジョン放送	<u>J O E P - D T V</u>	<u>水戸 20 C H (U H F)</u> <u>日立 20 C H (")</u> <u>十王 47 C H (")</u> <u>山方 20 C H (")</u> <u>常陸鹿島 20 C H (")</u>	<u>300W</u> <u>3 W</u> <u>10W</u> <u>3 W</u> <u>3 W</u>	NHK水戸デジタルテレビジョン放送（総合）	<u>J O E P - D T V</u>	<u>水戸 20 C H (U H F)</u> <u>日立 20 C H (")</u> <u>十王 47 C H (")</u>	<u>300W</u> <u>3 W</u> <u>10W</u> <u>UHFサテライト局は他に25局ある</u> <u>(R 1.7.1 現在)</u>		
茨城放送水戸放送局	J O Y F	1,197KHz	5 KW	茨城放送水戸放送局	J O Y F	1,197KHz	5 KW		
茨城放送土浦放送局	J O Y L	1,458KHz	1 KW	茨城放送土浦放送局	J O Y L	1,458KHz	1 KW		
<u>(新規)</u>				<u>茨城放送水戸（加波山）</u>	<u>F M</u>	<u>94.6MHz</u>	<u>1 KW</u>		
<u>(新規)</u>				<u>茨城放送日立（高鈴山）</u>	<u>F M</u>	<u>88.1MHz</u>	<u>0.1KW</u>		
<u>(新規)</u>				<u>茨城放送守谷</u>	<u>F M</u>	<u>88.1MHz</u>	<u>0.02kW</u>		
								72	F M補完放送周波数の追加

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考																		
<p>第2 洪水予報河川の洪水予報</p> <p>1 国が管理する河川の洪水予報</p> <p>水戸地方気象台は、常陸河川国道事務所・霞ヶ浦河川事務所・下館河川事務所と共同で下記の河川の洪水予報（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）を発表する。これらの洪水予報は、担当の河川（国道）事務所が茨城県（河川課）に通報し、土木事務所を通じて関係市町村に伝達するものとする。水戸地方気象台は、県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報する。なお、関係市町村への伝達は担当の河川（国道）事務所からも行われる。</p> <p>2 県が管理する河川の洪水予報</p> <p>茨城県土木部河川課と水戸地方気象台が共同で発表する利根川水系桜川洪水予報（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）は、県土木部河川課が土木事務所を通じて関係市町村に通報するものとする。水戸地方気象台は、県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報する。</p> <p>利根川水系桜川洪水予報の伝達先</p> <table border="1" data-bbox="91 970 698 1219"> <thead> <tr> <th>担当官署</th> <th>伝達先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">茨城県土木部河川課</td> <td>土浦土木事務所</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦河川事務所</td> </tr> <tr> <td>茨城県警察本部</td> </tr> <tr> <td>土浦市</td> </tr> <tr> <td>つくば市</td> </tr> </tbody> </table>	担当官署	伝達先	茨城県土木部河川課	土浦土木事務所	霞ヶ浦河川事務所	茨城県警察本部	土浦市	つくば市	<p>第2 洪水予報河川の洪水予報</p> <p>1 国が管理する河川の洪水予報</p> <p>水戸地方気象台は、常陸河川国道事務所・霞ヶ浦河川事務所・下館河川事務所と共同で下記の河川の洪水予報（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）を発表する（<u>警戒レベル2～5に相当する</u>）。これらの洪水予報は、担当の河川（国道）事務所が茨城県（河川課）に通報し、土木事務所を通じて関係市町村に伝達するものとする。水戸地方気象台は、県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報する。なお、関係市町村への伝達は担当の河川（国道）事務所からも行われる。</p> <p>2 県が管理する河川の洪水予報</p> <p>茨城県土木部河川課と水戸地方気象台が共同で発表する利根川水系桜川洪水予報（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）は、県土木部河川課が土木事務所を通じて関係市町村に通報するものとする（<u>警戒レベル2～5に相当する</u>）。水戸地方気象台は、県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報する。</p> <p>利根川水系桜川洪水予報の伝達先</p> <table border="1" data-bbox="958 970 1565 1262"> <thead> <tr> <th>担当官署</th> <th>伝達先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">茨城県土木部河川課</td> <td>土浦土木事務所</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦河川事務所</td> </tr> <tr> <td>茨城県警察本部</td> </tr> <tr> <td>土浦市</td> </tr> <tr> <td>つくば市</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>阿見町</u></td> </tr> </tbody> </table>	担当官署	伝達先	茨城県土木部河川課	土浦土木事務所	霞ヶ浦河川事務所	茨城県警察本部	土浦市	つくば市		<u>阿見町</u>	<p>72</p> <p>74</p> <p>74</p>	<p>警戒レベルについて追記</p> <p>警戒レベルについて追記（水戸地方気象台）</p> <p>時点更新</p>
担当官署	伝達先																				
茨城県土木部河川課	土浦土木事務所																				
	霞ヶ浦河川事務所																				
	茨城県警察本部																				
	土浦市																				
	つくば市																				
担当官署	伝達先																				
茨城県土木部河川課	土浦土木事務所																				
	霞ヶ浦河川事務所																				
	茨城県警察本部																				
	土浦市																				
	つくば市																				
	<u>阿見町</u>																				

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>伝達系統図（例：那珂川、久慈川）</p> <p>関東地方整備局 河川管理課 マイクロ 83-3776 FAX 83-3799 NTT 048-600-1338 NFAX 048-600-1381</p> <p>気象庁予報部 NTT 03-3212-8341 NFAX 03-3211-4923</p> <p>常陸河川国道事務所 調査第一課 マイクロ 723-351~358 FAX 723-359 NTT 029-240-4069 NFAX 029-240-4086</p> <p>水戸地方気象台 NTT 029-224-1105 NFAX 029-233-1681</p> <p>NTT東日本 又はNTT西日本 (警報のみ) NTT(東) 022-263-0791 NFAX(東) 022-263-0782 NTT(西) 06-4860-2015 NFAX(西) 06-4860-2040</p> <p>茨城県 河川課 マイクロ 83-765-6708 FAX 83-765-6356 NTT 029-301~1367 NFAX 029-301-6356</p> <p>久慈川上流出張所(久慈川) NTT 0295-52-0621 NFAX 0295-52-0661</p> <p>久慈川下流出張所(久慈川) NTT 0294-72-4042 NFAX 0294-72-1646</p> <p>那珂出張所(那珂川) NTT 029-289-4671 NFAX 029-289-4672</p> <p>水戸出張所(那珂川) NTT 029-221-2794 NFAX 029-221-2859</p> <p>土木・工事事務所</p> <p>市町村(水防管理団体)</p> <p>住 民</p> <p>茨城県防災・危機管理課 NTT 029-301-2885 NFAX 029-301-2898</p> <p>NHK水戸放送局 NTT 029-232-9830 NFAX 029-226-7300</p> <p>茨城県警察本部警備課 NTT 029-301-0110</p> <p>茨城放送 NTT 029-244-3991 NFAX 029-243-8919</p> <p>凡例 —— 気象庁通信系 - - - 専用線 公衆網 専用電話 —— 加入電話線 テレビ・ラジオ等</p>	<p>伝達系統図（例：那珂川、久慈川）</p> <p>関東地方整備局 水災害予報センター マイクロ 83-3866 FAX 83-3799 NTT 048-600-1947 NFAX 048-600-1381</p> <p>気象庁予報部 NTT 03-3212-8341 NFAX 03-3211-4923</p> <p>常陸河川国道事務所 調査第一課 マイクロ 723-351~358 FAX 723-359 NTT 029-240-4069 NFAX 029-240-4086</p> <p>水戸地方気象台 NTT 029-224-1105 NFAX 029-233-1681</p> <p>NTT東日本 又はNTT西日本 (警報のみ) NTT(東) 022-263-0791 NFAX(東) 022-263-0782 NTT(西) 06-4860-2015 NFAX(西) 06-4860-2040</p> <p>茨城県 河川課 マイクロ 83-765-4490 FAX 83-765-4499 NTT 029-301~1367 NFAX 029-301-4499</p> <p>久慈川上流出張所(久慈川) NTT 0295-52-0621 NFAX 0295-52-0661</p> <p>久慈川下流出張所(久慈川) NTT 0294-72-4042 NFAX 0294-72-1646</p> <p>那珂出張所(那珂川) NTT 029-289-4671 NFAX 029-289-4672</p> <p>水戸出張所(那珂川) NTT 029-221-2794 NFAX 029-221-2859</p> <p>土木・工事事務所</p> <p>市町村(水防管理団体)</p> <p>住 民</p> <p>茨城県防災・危機管理課 NTT 029-301-2885 NFAX 029-301-2898</p> <p>NHK水戸放送局 NTT 029-232-9830 NFAX 029-226-7300</p> <p>茨城県警察本部警備課 NTT 029-301-0110</p> <p>茨城放送 NTT 029-244-3991 NFAX 029-243-8919</p> <p>凡例 —— 気象庁通信系 - - - 専用線 公衆網 専用電話 —— 加入電話線 テレビ・ラジオ等</p>	<p>75</p> <p>75</p>	<p>所掌事務の変更に伴う記載変更</p> <p>時点更新</p>
<p>第4 土砂災害警戒情報</p> <p><u>土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害が発生するおそれが高まった時に、茨城県と水戸地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表する。</u></p>	<p>第4 土砂災害警戒情報</p> <p><u>大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時に、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、茨城県と水戸地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表する。</u></p>	<p>76</p>	<p>表記の修正及び警戒レベルについて追記</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>(発表対象地域や伝達等については、第1章 第2節 土砂災害防止計画、第5 土砂災害警戒情報の発表を参照。)</p> <p>第5節 通信</p> <p>県、市町村及び災害関係機関は、災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策の実施に係る通信を確保するため相互に協力するものとする。</p> <p>なお、災害時における各防災関係機関の通信は、通常使用している通信手段によるほか、<u>公衆電気通信設備</u>の利用又は他機関の有線・無線通信設備の使用（災対法第57条・79条）、非常通信、防災相互通信用無線電話、放送、使送及び自衛隊の通信支援により行う。</p> <p>1 公衆電気通信設備の利用</p> <p><u>災害時において加入電話が輻輳し、電話がかかりにくい場合で応急対策等のため必要があるときは電気通信事業法第8条の規定による非常・緊急通話又は電報等を利用する。</u></p> <p>(1) <u>非常・緊急通話用電話</u>の指定 (略)</p> <p>(2) <u>非常・緊急通話</u>の利用 (略)</p> <p>3 公衆電気通信設備が使用できない場合</p> <p>(2) 非常通信の利用</p> <p>知事、市町村長及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用するものとする。なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免</p>	<p><u>なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる（警戒レベル4に相当する）。</u></p> <p>(発表対象地域や伝達等については、第1章 第2節 土砂災害防止計画、第5 土砂災害警戒情報の発表を参照。)</p> <p>第5節 通信</p> <p>県、市町村及び災害関係機関は、災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策の実施に係る通信を確保するため相互に協力するものとする。</p> <p>なお、災害時における各防災関係機関の通信は、通常使用している通信手段によるほか、<u>災害時優先通信等</u>の利用又は他機関の有線・無線通信設備の使用（災対法第57条・79条）、非常通信、防災相互通信用無線電話、放送、使送及び自衛隊の通信支援により行う。</p> <p>1 災害時優先通信等の利用</p> <p><u>災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、電気通信事業法に基づき、防災関係等各種機関等に対し、提供しているサービスである。</u></p> <p>(1) <u>災害時優先電話</u>の指定 (略)</p> <p>(2) <u>災害時優先電話</u>の利用 (略)</p> <p>3 公衆電気通信設備が使用できない場合</p> <p>(2) 非常通信の利用</p> <p>知事、市町村長及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用するものとする。</p> <p>なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、防災関</p>	85	表記の修正

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考																																																								
<p>許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の<u>うえ</u>行う。</p> <p>ア 通信の内容 (シ) 救助法第24条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの</p> <p>イ 取扱い無線局 (略)</p> <p>なお、県内で非常通信を取扱う無線局を有する主な機関は、次のとおりである。</p>	<p>係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の<u>上</u>行う。</p> <p>ア 通信の内容 (シ) 救助法第7条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの</p> <p>イ 取扱い無線局 (略)</p> <p>なお、県内で非常通信を取扱う無線局を有する主な機関は、次のとおりである。</p>	89	表記の修正																																																								
<table border="1" data-bbox="147 689 927 932"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>連絡担当課等</th> <th>所在地及び電話番号</th> <th>郵便番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>茨城県無線漁業 共同組合</td> <td>参与</td> <td>水戸市三の丸 <u>1-5-6</u> <u>029(225)1036</u></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号	(略)				茨城県無線漁業 共同組合	参与	水戸市三の丸 <u>1-5-6</u> <u>029(225)1036</u>	〃	(略)				<table border="1" data-bbox="1014 689 1794 932"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>連絡担当課等</th> <th>所在地及び電話番号</th> <th>郵便番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>茨城県無線漁業 協同組合</td> <td>参事</td> <td>水戸市三の丸 <u>1-1-33</u> <u>029(231)6592</u></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号	(略)				茨城県無線漁業 協同組合	参事	水戸市三の丸 <u>1-1-33</u> <u>029(231)6592</u>	〃	(略)				90	誤記の修正																								
機関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号																																																								
(略)																																																											
茨城県無線漁業 共同組合	参与	水戸市三の丸 <u>1-5-6</u> <u>029(225)1036</u>	〃																																																								
(略)																																																											
機関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号																																																								
(略)																																																											
茨城県無線漁業 協同組合	参事	水戸市三の丸 <u>1-1-33</u> <u>029(231)6592</u>	〃																																																								
(略)																																																											
<table border="1" data-bbox="147 976 927 1457"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>連絡担当課等</th> <th>所在地及び電話番号</th> <th>郵便番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社茨城放送</td> <td>編成局</td> <td>水戸市千波町 <u>2084-029(244)2121</u></td> <td><u>310-0851</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本原子力研究開発機構原子力科学研究所</td> <td>危機管理課</td> <td>那珂郡東海村白方白根 <u>2-4-029(282)5111</u></td> <td>319-1195</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本原子力研究開発機構大洗研</td> <td>総務課</td> <td>東茨城郡大洗町成田町 <u>4002</u></td> <td>311-1313</td> </tr> </tbody> </table>	機関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号	(略)				株式会社茨城放送	編成局	水戸市千波町 <u>2084-029(244)2121</u>	<u>310-0851</u>	(略)				日本原子力研究開発機構原子力科学研究所	危機管理課	那珂郡東海村白方白根 <u>2-4-029(282)5111</u>	319-1195	(略)				日本原子力研究開発機構大洗研	総務課	東茨城郡大洗町成田町 <u>4002</u>	311-1313	<table border="1" data-bbox="1014 976 1794 1457"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>連絡担当課等</th> <th>所在地及び電話番号</th> <th>郵便番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社茨城放送</td> <td>編成局報道防災センター</td> <td>水戸市千波町 <u>2084-2-029(244)3991</u></td> <td><u>310-8505</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本原子力研究開発機構原子力科学研究所</td> <td>危機管理課</td> <td>那珂郡東海村大字白方 <u>2-4-029(282)5100</u></td> <td>319-1195</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本原子力研究開発機構大洗研</td> <td>総務課</td> <td>東茨城郡大洗町成田町 <u>4002</u></td> <td>311-1313</td> </tr> </tbody> </table>	機関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号	(略)				株式会社茨城放送	編成局報道防災センター	水戸市千波町 <u>2084-2-029(244)3991</u>	<u>310-8505</u>	(略)				日本原子力研究開発機構原子力科学研究所	危機管理課	那珂郡東海村大字白方 <u>2-4-029(282)5100</u>	319-1195	(略)				日本原子力研究開発機構大洗研	総務課	東茨城郡大洗町成田町 <u>4002</u>	311-1313	90	組織改編等
機関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号																																																								
(略)																																																											
株式会社茨城放送	編成局	水戸市千波町 <u>2084-029(244)2121</u>	<u>310-0851</u>																																																								
(略)																																																											
日本原子力研究開発機構原子力科学研究所	危機管理課	那珂郡東海村白方白根 <u>2-4-029(282)5111</u>	319-1195																																																								
(略)																																																											
日本原子力研究開発機構大洗研	総務課	東茨城郡大洗町成田町 <u>4002</u>	311-1313																																																								
機関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号																																																								
(略)																																																											
株式会社茨城放送	編成局報道防災センター	水戸市千波町 <u>2084-2-029(244)3991</u>	<u>310-8505</u>																																																								
(略)																																																											
日本原子力研究開発機構原子力科学研究所	危機管理課	那珂郡東海村大字白方 <u>2-4-029(282)5100</u>	319-1195																																																								
(略)																																																											
日本原子力研究開発機構大洗研	総務課	東茨城郡大洗町成田町 <u>4002</u>	311-1313																																																								

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前				改定後				新計画 掲載頁	備考
<u>究開発センター</u>		029(267)4141		<u>究所</u>		029(267)4141			
(略)				(略)					
<p>ウ 頼信の手続</p> <p>(ウ) 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって次の<u>ます</u>をあけない。</p> <p>(オ) 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、また末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。</p> <p><u>(4)</u> 放送の利用</p> <p>ア 放送の要請</p> <p>知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送をNHK水戸放送局及び(株)茨城放送に要請する。</p> <p>※ 資料<u>2-20</u>、<u>2-21</u>「災害時における放送要請に関する協定」</p> <p>※ 資料<u>2-22</u>「放送要請の手続き」</p> <p>なお、市町村長の放送要請は知事を通じて行うものとする</p> <p><u>(5)</u> 防災相互通信用無線電話の利用</p> <p><u>(6)</u> 使送による通信連絡の確保</p> <p><u>(7)</u> 自衛隊の通信支援</p> <p><u>(8)</u> アマチュア無線ボランティアの活用</p>				<p>ウ 頼信の手続</p> <p>(ウ) 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって、<u>次</u>の<u>空</u><u>白</u>をあけない。</p> <p>(オ) 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、また、<u>末</u>尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。</p> <p><u>(3)</u> 放送の利用</p> <p>ア 放送の要請</p> <p>知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送をNHK水戸放送局及び(株)茨城放送に要請する。</p> <p>※ 資料<u>2-21</u>、<u>2-22</u>「災害時における放送要請に関する協定」</p> <p>※ 資料<u>2-23</u>「放送要請の手続き」</p> <p>なお、市町村長の放送要請は知事を通じて行うものとする</p> <p><u>(4)</u> 防災相互通信用無線電話の利用</p> <p><u>(5)</u> 使送による通信連絡の確保</p> <p><u>(6)</u> 自衛隊の通信支援</p> <p><u>(7)</u> アマチュア無線ボランティアの活用</p>				91	表記の修正
<p>第6節 広報</p> <p>第1 広報活動</p> <p>2 広報手段</p> <p>広報活動実施系統図中：<u>協力要請</u></p> <p>広報活動実施系統図中：<u>放送要請</u></p>				<p>第6節 広報</p> <p>第1 広報活動</p> <p>2 広報手段</p> <p>広報活動実施系統図中：<u>資料提供・調整</u></p> <p>広報活動実施系統図中：<u>削除</u></p>				91	番号の修正
								91	資料番号の修正
								92	
								93	
								95	協定締結内容に基づき修正 NHK水戸、茨城放送等と隣のその他報道機関を内容が重複

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <u>その他</u> 報道機関 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <u>NHK水戸</u> <u>茨城放送等</u> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> <div style="text-align: center;">↓ テレビ ラジオ 新聞</div> <div style="text-align: center;">↓ <u>テレビ</u> <u>ラジオ</u></div> </div> <p>(1) 報道機関への依頼 <u>県</u>はあらかじめ定めた協定に基づき、報道機関（NHK水戸放送局、茨城放送）に対して上記の内容を広報するよう依頼する。この際、テレビ放送については字幕をつけるよう併せて依頼する。 また、市町村、防災関係機関より、報道機関を通じた広報に関する要請を受けたときは、<u>県</u>はその旨を報道機関に対して依頼し、市町村、防災関係機関の行う応急対策活動を支援する。</p> <p>(2) 独自の手段による広報 県、市町村、防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。 その手段としては、次のようなものがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① Lアラート ② 防災行政無線（同報系） ③ インターネットメール、<u>ツイッター等</u> ④ <u>インターネットのホームページ</u> ⑤ <u>有線放送</u> ⑥ 防災ヘリコプターによる呼びかけ ⑦ 広報車による呼びかけ ⑧ ハンドマイク等による呼びかけ 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <u>報道機関</u> <u>（NHK水戸、茨城放送、新聞社等）</u> </div> <div style="text-align: center;">↓ テレビ ラジオ 新聞</div> <p>(1) 報道機関への依頼 <u>県（防災・危機管理課長）</u>はあらかじめ定めた協定に基づき、報道機関（NHK水戸放送局、茨城放送）に対して上記の内容を広報するよう依頼する。この際、テレビ放送については字幕をつけるよう併せて依頼する。 また、市町村、防災関係機関より、報道機関を通じた広報に関する要請を受けたときは、<u>県（防災・危機管理課長）</u>はその旨を報道機関に対して依頼し、市町村、防災関係機関の行う応急対策活動を支援する。</p> <p>(2) 独自の手段による広報 県、市町村、防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。その手段としては、次のようなものがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① Lアラート ② 防災行政無線（同報系） ③ インターネットメール、 ④ <u>携帯端末の緊急速報メール</u> ⑤ ホームページ ⑥ <u>Twitter, LINE, Yahoo!防災速報アプリ等の民間アプリ</u> ⑦ 有線放送 ⑧ 防災ヘリコプターによる呼びかけ ⑨ 広報車による呼びかけ ⑩ ハンドマイク等による呼びかけ 	96	<p>しているため統合</p> <p>表記の修正，平成 30 年 7 月豪雨における課題を踏まえた修正</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>⑨ ビラの配布 ⑩ 立看板、掲示板</p> <p>第7節 消防活動</p> <p>8 救急医療施設の整備</p> <p>(1) 初期救急医療体制の整備 休日、夜間における救急医療の確保を図るため、地域の実情に応じて休日夜間急患センター及び住宅当番医制の実施を促進し、さらに救急医療告示医療機関及び救急医療協力医療機関の増設を促進する。 <u>※ 資料 11-3（広域災害・救急医療情報システム参加医療機関）</u></p> <p>(2) 第二次救急医療体制の整備 ア 初期救急医療機関よりスクリーニングされた治療又は入院を必要とする救急患者の第二次救急医療の確保を図るため、広域市町村圏ごとに主として救急告示施設の中から中心的病院を二次病院として指定し、第二次救急医療体制の確立を図る。 イ 休日及び夜間の第二次救急医療体制の強化を図るため、広域市町村圏単位の病院群輪番制の実施を促進する。</p> <p>(3) 第三次救急医療体制の運営促進 ア 重篤な救急患者の救急医療を主眼とする水戸医療センター救命救急センターがその機能を十分に発揮して運営できるよう、下記のことについて協力を行う。 (ア) 救急医療情報コントロールセンターに指導医師を配置し重篤救急患者のスクリーニングを行う。 (イ) 初期、第二次医療機関及び患者搬送機関と救命救急センターとの連携を強める。 イ 主として鹿行、県南及び県西地区の重篤救急患者に対応するため、筑波メディカルセンター病院救命救急センター及び土浦協同病院救命救急センターの円滑な運営促進を図る。</p> <p>(4) 救急医療情報コントロールセンターの運営 救急患者に対する救急医療を迅速適切に処理するため、上記の</p>	<p>⑪ ビラの配布 ⑫ 立看板、掲示板</p> <p>第7節 消防活動</p> <p>8 救急医療施設の整備</p> <p>(1) 初期救急医療体制の整備 <u>市町村単位で外来診療により救急医療を行う機関として、診療時間の延長や診療科目の充実、在宅当番医制に参加する医療機関の拡充を図るとともに、近隣市町村との共同運用等、地域の実情に応じた体制整備に努める。</u> <u>(削除)</u></p> <p>(2) 第二次救急医療体制の整備 <u>入院治療を必要とする重症救急患者に対する休日・夜間の救急医療に対応するため、病院群輪番制病院の参加医療機関の確保や充実に努める。</u></p> <p>(3) 第三次救急医療体制の運営促進 <u>第二次救急医療では対応困難な重篤な救急患者に対応するため、初期救急医療機関や第二次救急医療機関、搬送機関との連携に努める。</u> <u>(削除)</u></p>	<p>100</p> <p>100</p> <p>100</p>	<p>第七次保健医療計画が平成30年3月に改訂されたことに伴う記載の変更</p> <p>全病院参加のため削除</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>各救急医療施設と救急搬送機関とを連結し、情報の収集と提供を行う本事業の円滑な運営を図る。</p> <p>第8節 水防</p> <p>3 県の水防組織</p> <p>水防本部組織中：<u>公園街路課長</u></p> <p>水防本部組織中：<u>企画員</u></p> <p>水防本部組織中：<u>ダム系（河川課員）</u></p> <p>※ 資料 <u>20-4</u>（水防時における連絡系統図）</p> <p>資料 <u>20-5</u>（重要水防<u>区域</u>評定基準）</p> <p>資料 <u>20-6</u>（重要水防<u>区域</u>一覧表）</p> <p>資料 <u>20-7</u>（各河川の水位観測所<u>一覧</u>）</p> <p>資料 <u>20-8</u>（各河川の<u>水位標</u>の位置、通報水位、警戒水位）</p> <p>第11節 避難</p> <p>2 実施機関</p> <p>(1) <u>避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始</u>（略）</p> <p>なお、指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合、必要に応じて防災関係機関と協議の上、<u>避難指示（緊急）又は避難勧告</u>の対象地域、対象者、判断時期等について、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言するものとする。</p> <p>また、国〔国土交通省〕及び県は、市町村長による洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。</p> <p>ア 市町村長（災対法第60条）</p> <p>（略）</p> <p><u>また、市町村長は、あらかじめ、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するなどし、発災時に避難準備・高齢者等避難開始</u></p>	<p>第8節 水防</p> <p>3 県の水防組織</p> <p>水防本部組織中：<u>（削除）</u></p> <p>水防本部組織中：<u>監理課総務担当係長</u></p> <p>水防本部組織中：<u>（削除）</u></p> <p>※ 資料 <u>19-4</u>（水防時における連絡系統図）</p> <p>資料 <u>19-5</u>（重要水防<u>箇所</u>評定基準）</p> <p>資料 <u>19-6</u>（重要水防<u>箇所</u>一覧表）</p> <p>資料 <u>19-7</u>（各河川の水位観測所<u>位置図</u>）</p> <p>資料 <u>19-8</u>（各河川の<u>量水標</u>の位置、通報水位、警戒水位、<u>危険水位</u>）</p> <p>第11節 避難</p> <p>2 実施機関</p> <p>(1) <u>災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</u>（略）</p> <p>なお、指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合、必要に応じて防災関係機関と協議の上、<u>避難勧告等</u>の対象地域、対象者、判断時期等について、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言するものとする。</p> <p>また、国〔国土交通省〕及び県は、市町村長による洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。</p> <p>ア 市町村長（災対法<u>第56条、第60条</u>）</p> <p>（略）</p> <p>市町村長は、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や<u>具体的な数値に基づいた発令基準、伝達方法等</u>を明確</p>	<p>103</p> <p>103</p> <p>112</p> <p>113</p> <p>113</p> <p>113</p>	<p>組織改編に伴う修正</p> <p>資料編の番号・表題修正</p> <p>防災基本計画（R1）の修正</p> <p>表記の修正</p> <p>表記の修正</p> <p>県避難勧告等の発令</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>を適切に<u>出す</u>よう努める。</p> <p>なお、避難勧告等の発令の際には、避難場所を<u>開設</u>していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。</p> <p>3 <u>避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始の内容</u></p> <p><u>避難勧告・避難指示（緊急）をする場合及び避難準備・高齢者等避難開始を出す</u>場合は、次の内容を明示して実施するものとする。</p> <p>4 避難措置の周知</p> <p><u>避難勧告又は避難指示（緊急）を実施した者及び避難準備・高齢者等避難開始を出した者は、</u>当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係各機関に対して連絡するものとする。</p> <p>(1) 住民への周知徹底</p> <p>避難の措置を行うに当たっては、当該実施者はその内容を直接の広報、又は報道関係機関等を通じて住民に周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、市町村は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p> <p>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を行うべきことにも留意するものとする。</p> <p><u>また、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高</u></p>	<p><u>にしてある</u>マニュアル<u>に基づき</u>、発災時に<u>避難勧告等</u>を適切に<u>発令する</u>よう努める。</p> <p>なお、避難勧告等の発令の際には、避難場所を<u>開放</u>していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。</p> <p>3 <u>災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の内容</u></p> <p><u>避難勧告等を発令する</u>場合は、次の内容を明示して実施するものとする。</p> <p>4 避難措置の周知</p> <p><u>避難勧告等を発令した場合は、</u>当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係各機関に対して連絡するものとする。</p> <p>(1) 住民への周知徹底</p> <p>避難の措置を行うに当たっては、当該実施者はその内容を直接の広報、又は報道関係機関等を通じて住民に周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、市町村は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、<u>避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した</u>とるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。<u>避難のための準備及び避難には多くの時間を要することから、5段階の警戒レベルに応じた住民がとるべき行動については、常に一段階上の警戒レベルに備えるよう住民に周知しておくものとする。</u></p> <p><u>また、住民の安全な避難を可能とするため、夜間から翌朝までに強い降雨等が予想される場合や河川上流の水位の急激な上昇が予</u></p>	<p>113</p> <p>113</p> <p>114</p>	<p>に係る基本的考え方 防災基本計画（H30）に基づく表記の修正</p> <p>防災基本計画（R1）の修正</p> <p>防災基本計画（R1）の修正</p> <p>県避難勧告等の発令に係る基本的考え方</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p><u>齢者等避難開始の発令に努めるものとする。</u> (略)</p> <p>(2) 関係機関相互の連絡 県、県警察本部、市町村、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置を行ったときは、その内容を相互に連絡するものとする。 なお、市町村長は<u>避難勧告、又は避難指示（緊急）をしたとき及び避難準備・高齢者等避難開始を出した</u>ときは、速やかに知事に報告しなければならない。</p>	<p><u>想される場合、線状降水帯など異常な降水が予想される場合には、避難勧告等を早期に発令し、避難準備時間及び避難時間を確保するよう努めるものとする。</u> なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を行うべきことにも留意するものとする。 (略)</p> <p>(2) 関係機関相互の連絡 県、県警察本部、市町村、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置を行ったときは、その内容を相互に連絡するものとする。 なお、市町村長は<u>避難勧告等を発令した</u>ときは、速やかに知事に報告しなければならない。</p>	114	
<p>7 災害救助法による避難所の設置 <u>救助法を適用した場合の避難所の設置は、同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。</u> (1) 対象者 ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者 イ <u>現に災害に遭遇（旅館の宿泊人、通行人等）した者</u> ウ <u>災害によって、現に被害を受けるおそれのある者</u> (2) 実施方法 <u>避難所は、学校、公民館、神社、寺院、公園・緑地、旅館、工場等の既存の建物を利用することとし、これらの中から「市町村地域防災計画」に定めた場所に受入れ保護するものとする。</u> <u>なお、既存の建物がない場合又は既存の建物だけでは受入れできないときは、仮設物を設置し受入れ保護する。</u> (3) 費用の範囲及び限度額 ア 費用の範囲 ⑦ <u>賃金職員等雇上費</u> ① <u>消耗器材費</u></p>	<p>7 災害救助法による避難所の設置 <u>地震災害対策計画編第3章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」に準じて実施するものとする。</u></p>	115	反復表記の修正

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p> <u>(ウ) 建物、器物等使用謝金</u> <u>(エ) 燃料費</u> <u>(オ) 仮設便所及び炊事場の設置費等</u> <u>(カ) 衛生管理費</u> <u>イ 限度額</u> <u>(ア) 基本額</u> <u>避難所設置費 1人1日当たり 300円以内</u> <u>(イ) 加算額</u> <u>冬期（10月～3月）についてはその都度定め額</u> <u>(4) 開設期間</u> <u>避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。</u> <u>※資料16-1（「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間」早見表）</u> </p> <p> 第13節 衣料・生活必需品等供給 4 生活必需品の給（貸）与 (3) 品目 ① 寝具（毛布等） ② 日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレト ーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロ ープ、洗濯バサミ、蚊取り線香、携帯ラジオ、老 眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュ ペーパー、ウェットティッシュ、<u>紙おむつ</u>等） ③ 衣料品（作業着、下着（上下）、靴下、運動靴等） ④ 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等） ⑤ 食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等） ⑥ 光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス 容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等） ⑦ その他（ビニールシート等） </p>	<p> 第13節 衣料・生活必需品等供給 4 生活必需品の給（貸）与 (3) 品目 ① 寝具（毛布等、<u>段ボール製ベッド・シート・間仕切り</u>） ② 日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、<u>マウスウォ ッシュ</u>、トイレトペー ーパー、ゴミ袋、軍手、バケ ツ、洗剤、洗濯ロー プ、洗濯バサミ、蚊取り線香、 携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、 ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、<u>乳児・ 小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨 てカイロ、マスク、ガムテープ</u>等） ③ 衣料品（作業着、下着（上下）、靴下、運動靴、<u>雨具</u>等） ④ 炊事用具（鍋、釜、やかん、<u>ケトル</u>、包丁、缶切等） ⑤ 食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等） ⑥ 光熱材料（<u>発電機</u>、ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、 LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガス コンロ等） </p>	<p> 120 121 </p>	<p> 地震被害想定の見直 し、平成30年7月豪 雨における課題を踏 まえた修正 </p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>第15節 要配慮者安全確保対策</p> <p>6 外国人に対する安全確保対策</p> <p>(1) 外国人の避難誘導</p> <p><u>県及び市町村は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。</u></p> <p>(2) 安否確認、救助活動</p> <p><u>市町村は、警察、近隣住宅（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき外国人の安否確認や救助活動を行う。</u></p> <p>(3) 情報の提供</p> <p>① 避難所及び在宅の外国人への情報提供</p> <p><u>県及び市町村は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。</u></p> <p>② テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供</p> <p><u>県及び市町村は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。</u></p> <p>③ 市町村や観光施設・宿泊施設などと連携した外国人旅行者に対する情報の提供</p> <p><u>県は、外国人旅行者に対して、災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の示す災害時におけるガイドラインの周知や災害情報を提供するアプリケーションの利用の促進など、市町村や観光施設・宿泊施設などと連携を図る。</u></p> <p>(4) 外国人相談窓口の開設</p> <p><u>県は、県国際交流協会と連携し、語学ボランティアの協力を得て、災害に関する外国人の「相談窓口」を協会内に開設し、総合的</u></p>	<p>⑦ その他（ビニールシート、<u>仮設トイレ、土嚢袋等</u>）</p> <p>第15節 要配慮者安全確保対策</p> <p>6 外国人に対する安全確保対策</p> <p><u>地震災害対策計画編第3章第5節第6「要配慮者安全確保対策」に準じる。</u></p>	<p>125</p>	<p>反復表記の修正</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p><u>な相談に応じる。</u> <u>市町村においても、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。</u> <u>また、県及び市町村は「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。</u> <u>(5) 語学ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営等</u> <u>① 受入体制の確保</u> <u>県国際交流協会は、災害発生後直ちに「受入れ窓口」を開設し、語学ボランティアの受入体制確保する。</u> <u>② 「受入れ窓口」の運営</u> <u>県国際交流協会が運営する「受入れ窓口」における主な活動内容は、次に示す通りである。</u> <u>ア 語学ボランティアの募集、受け入れ、登録</u> <u>イ 県担当窓口や市町村等からの依頼に応じて語学ボランティアへの協力依頼、紹介</u> <u>ウ その他</u> <u>③ 語学ボランティアの活動内容</u> <u>語学ボランティアの主な活動内容は、次に示すとおりである。</u> <u>ア 外国語の通訳</u> <u>イ 外国語の資料の作成・翻訳</u> <u>ウ その他、外国人被災者の語学支援に必要な活動</u> <u>④ 語学ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力</u> <u>県は災害発生後、「担当窓口」の職員が、県内部及びボランティア「受入れ窓口」との連絡調整、情報の収集や提供及び広報活動等行う。</u></p> <p>第16節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 1 応急仮設住宅の提供 <u>災害のため住家が全焼、全壊又は流失し、自らの資力では住家を確保することができない者に対し、応急仮設住宅を建設し、被災者の居住の安定を図る。</u></p>	<p>第16節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 1 応急仮設住宅の提供 <u>(削除)</u></p>	<p>125</p>	<p>防災基本計画(H30)に基づく表記の修正</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p><u>その他</u>、地震災害対策計画編第3章第7節第1「建築物の応急復旧」に準じて実施するものとする。</p> <p>2 住宅の応急修理</p> <p><u>災害のため住家が半焼又は半壊した者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。</u></p> <p><u>その他</u>、地震災害対策計画編第3章第7節第1「建築物の応急復旧」に準じて実施するものとする。</p> <p>第17節 医療・助産</p> <p>2 実施機関</p> <p>(1) 医療及び助産は、市町村長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (1)により知事が行う場合は、日本赤十字社茨城県支部（以下「<u>日赤県支部</u>」という。）長と締結した委託契約に基づき <u>日赤県支部</u> が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施し、必要に応じて医師会、国立病院機構病院等の医療関係機関の協力を得て実施する。</p> <p><u>※ 資料 11-3（広域災害・救急医療情報システム参加医療機関）</u></p> <p>4 医薬品等の確保及び供給</p> <p>茨城県災害用医薬品等確保対策要綱（資料 <u>11-5</u>）により、災害用医薬品等の確保及び供給を行う。</p> <p>第19節 災害廃棄物の処理</p> <p>第4 清掃施設</p> <p>県内市町村における廃棄物の処理施設の整備状況は、次の資料のとおりである。</p> <p>※ 資料 <u>18-6</u>（ごみ焼却施設一覧）</p> <p>資料 <u>18-7</u>（ごみ燃料化施設一覧）</p> <p>資料 <u>18-8</u>（粗大ごみ処理施設）</p>	<p>地震災害対策計画編第3章第7節第1「建築物の応急復旧」に準じて実施するものとする。</p> <p>2 住宅の応急修理</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>地震災害対策計画編第3章第7節第1「建築物の応急復旧」に準じて実施するものとする。</p> <p>第17節 医療・助産</p> <p>2 実施機関</p> <p>(1) 医療及び助産は、市町村長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (1)により知事が行う場合は、日本赤十字社茨城県支部（以下「<u>日赤茨城県支部</u>」という。）長と締結した委託契約に基づき <u>日赤茨城県支部</u> が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施し、必要に応じて医師会、国立病院機構病院等の医療関係機関の協力を得て実施する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>4 医薬品等の確保及び供給</p> <p>茨城県災害用医薬品等確保対策要綱（資料 <u>11-4</u>）により、災害用医薬品等の確保及び供給を行う。</p> <p>第19節 災害廃棄物の処理</p> <p>第4 清掃施設</p> <p>県内市町村における廃棄物の処理施設の整備状況は、次の資料のとおりである。</p> <p>※ 資料 <u>17-7</u>（ごみ焼却施設一覧）</p> <p>資料 <u>17-8</u>（ごみ燃料化施設一覧）</p> <p>資料 <u>17-9</u>（粗大ごみ処理施設）</p>	<p></p> <p>126</p> <p>126</p> <p>127</p> <p></p> <p>130</p>	<p></p> <p>表記の修正</p> <p>全病院参加のため削除</p> <p>資料編の番号修正</p> <p></p> <p>資料編の番号修正</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考																		
<p>資料 <u>18-9</u>（し尿処理施設）</p> <p>第20節 死体の搜索及び処理埋葬</p> <p>2 実施機関 （略） （2）死体の処理は、市町村長が実施するものとする。ただし、救助法を適用したときは知事及び市町村長が行う。 （略） （4）（2）により知事が行う死体の処理は、<u>日本赤十字社茨城県支部（以下「日赤県支部」という。）</u>長と締結した委託契約に基づき <u>日赤県支部</u>が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施し、必要に応じて国立病院等の医療関係機関の協力を得て実施する。</p> <p>3 災害救助法による死体の搜索、処理及び埋葬 （2）死体の処理 ウ 費用の範囲及び限度額</p> <table border="1" data-bbox="185 810 927 1114"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死体の洗浄、縫合、消毒等のための費用</td> <td>1体当たり <u>3,300</u>円以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">死体の一時保存のための費用</td> <td>既存建物の場合 通常の実費</td> </tr> <tr> <td>仮設物の場合 <u>5,000</u>円以内</td> </tr> <tr> <td>検案料（救護班以外の場合に限る。）</td> <td>慣行料金の額以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>（3）埋葬 ウ 費用の範囲及び限度額 （イ）限度額 大人（満12歳以上） <u>199,000</u>円以内 小人（満12歳未満） <u>159,200</u>円以内</p> <p>第22節 輸送 1 陸上輸送計画 （2）輸送体制</p>	区分	限度額	死体の洗浄、縫合、消毒等のための費用	1体当たり <u>3,300</u> 円以内	死体の一時保存のための費用	既存建物の場合 通常の実費	仮設物の場合 <u>5,000</u> 円以内	検案料（救護班以外の場合に限る。）	慣行料金の額以内	<p>資料 <u>17-10</u>（し尿処理施設）</p> <p>第20節 死体の搜索及び処理埋葬</p> <p>2 実施機関 （略） （2）死体の処理は、市町村長が実施するものとする。ただし、救助法を適用したときは知事及び市町村長が行う。 （略） （4）（2）により知事が行う死体の処理は、<u>日赤茨城県支部長</u>と締結した委託契約に基づき <u>日赤茨城県支部</u>が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施し、必要に応じて国立病院等の医療関係機関の協力を得て実施する。</p> <p>3 災害救助法による死体の搜索、処理及び埋葬 （2）死体の処理 ウ 費用の範囲及び限度額</p> <table border="1" data-bbox="1032 810 1783 1106"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死体の洗浄、縫合、消毒等のための費用</td> <td>1体当たり <u>3,400</u>円以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">死体の一時保存のための費用</td> <td>既存建物の場合 通常の実費</td> </tr> <tr> <td>仮設物の場合 <u>5,300</u>円以内</td> </tr> <tr> <td>検案料（救護班以外の場合に限る。）</td> <td>慣行料金の額以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>（3）埋葬 ウ 費用の範囲及び限度額 （イ）限度額 大人（満12歳以上） <u>211,300</u>円以内 小人（満12歳未満） <u>168,900</u>円以内</p> <p>第22節 輸送 1 陸上輸送計画 （2）輸送体制</p>	区分	限度額	死体の洗浄、縫合、消毒等のための費用	1体当たり <u>3,400</u> 円以内	死体の一時保存のための費用	既存建物の場合 通常の実費	仮設物の場合 <u>5,300</u> 円以内	検案料（救護班以外の場合に限る。）	慣行料金の額以内	<p>130</p> <p>131</p> <p>132</p>	<p>定義重複の整理。表記の修正</p> <p>時点修正</p>
区分	限度額																				
死体の洗浄、縫合、消毒等のための費用	1体当たり <u>3,300</u> 円以内																				
死体の一時保存のための費用	既存建物の場合 通常の実費																				
	仮設物の場合 <u>5,000</u> 円以内																				
検案料（救護班以外の場合に限る。）	慣行料金の額以内																				
区分	限度額																				
死体の洗浄、縫合、消毒等のための費用	1体当たり <u>3,400</u> 円以内																				
死体の一時保存のための費用	既存建物の場合 通常の実費																				
	仮設物の場合 <u>5,300</u> 円以内																				
検案料（救護班以外の場合に限る。）	慣行料金の額以内																				

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>ア 県</p> <p>(7) 組織</p> <p>災害対策本部<u>生活環境部災害対策支援班(生活環境部生活文化課)</u>が総務部，土木部その他の対策部の協力を得て計画し，実施する。</p> <p>(4) 輸送手段</p> <p>(略)</p> <p>② 日本通運(株)<u>水戸支店</u>，茨城交通(株)，<u>日立電鉄交通サービス(株)</u>，関東鉄道(株)及び(一社)茨城県トラック協会加盟自動車運送事業者（自動車，鉄道）</p> <p>第2 4 節 児童生徒等の安全確保・応急教育等</p> <p>第1 児童生徒等の安全確保</p> <p>1 情報等の収集・伝達</p> <p>(1) 市町村は，災害が発生し又は発生するおそれがある場合，校長等に対し，災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに，必要な措置を指示する。</p> <p>(2) 校長等は，関係機関から災害に関する情報を受けた場合は，<u>速やかにあらかじめ定めるところにより教職員に</u>伝達するとともに，自らラジオ・テレビ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。</p> <p>なお，児童生徒等への伝達に<u>あたっては</u>，混乱を防止するよう配慮するものとする。</p> <p>2 児童生徒等の避難等</p> <p>(4) 校内保護</p> <p>校長等は，災害の状況により，児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は，校内に保護し，<u>極力保護者への連絡に努める</u>ものとする。</p> <p>なお，この場合，速やかに市町村に対し，<u>児童生徒数等その他</u>必要な事項を報告する。</p>	<p>ア 県</p> <p>(7) 組織</p> <p>災害対策本部<u>事務局物資調整班</u>が総務部，土木部その他の対策部の協力を得て計画し，実施する。</p> <p>(4) 輸送手段</p> <p>(略)</p> <p>② 日本通運(株)，茨城交通(株)，関東鉄道(株)及び(一社)茨城県トラック協会加盟自動車運送事業者（自動車，鉄道）</p> <p>第2 4 節 児童生徒等の安全確保・応急教育等</p> <p>第1 児童生徒等の安全確保</p> <p>1 情報等の収集・伝達</p> <p>(1) 市町村は，災害が発生し，又は発生するおそれがある場合，校長等に対し，災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに，必要な措置を指示する。</p> <p>(2) 校長等は，関係機関から災害に関する情報を受けた場合は，<u>教職員に対して速やかに</u>伝達するとともに，自らラジオ・テレビ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。</p> <p>なお，児童生徒等への伝達に<u>当たっては</u>，混乱を防止するよう配慮するものとする。</p> <p>2 児童生徒等の避難等</p> <p>(4) 校内保護</p> <p>校長等は，災害の状況により，児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は，校内に保護し，<u>速やかに保護者へ連絡し，引渡しの措置を講ずる</u>ものとする。</p> <p>なお，この場合，速やかに<u>県や</u>市町村に対し，児童生徒数や<u>保護者の状況等</u>必要な事項を報告する。</p>	<p>134</p> <p>134</p> <p>136</p> <p>137</p>	<p>表記の修正</p> <p>表記の修正</p> <p>茨城交通へ吸収合併</p> <p>表記の修正（地震編と整合）</p> <p>引渡し措置等を明記</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>第2 応急教育</p> <p>1 教育施設及び授業</p> <p>県及び市町村の教育委員会並びに私立学校設置者は、<u>相互に協力して教育施設等を確保するため</u>、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 校舎の被害が<u>軽少</u>なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。</p> <p>5 避難所との共存</p> <p>学校が教育の場としての機能と避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う担当部局、教育委員会、学校は事前に次の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 市町村は、学校を<u>避難所</u>に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。</p> <p>(2) 市町村は、<u>避難所</u>に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議する。</p> <p>(3) <u>学校は、避難所における教職員の役割を明確にする。</u></p>	<p><u>また、保護者との連絡がとれない場合や保護者が迎えに来ることが困難な場合は、保護者への引渡しができるまで校内での保護を継続するものとする。</u></p> <p>第2 応急教育</p> <p>1 教育施設及び授業</p> <p>県及び市町村の教育委員会並びに私立学校設置者は、<u>相互に協力し教育施設等を確保して、教育活動を早期に展開するため</u>次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 校舎の被害が<u>軽微</u>なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。</p> <p>5 避難所との共存</p> <p>学校が教育の場としての機能と避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う担当部局、教育委員会、学校は事前に次の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 市町村は、学校を<u>指定避難所</u>に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。</p> <p>(2) 市町村は、<u>指定避難所</u>に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議する。</p> <p>(3) <u>指定避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。</u></p> <p><u>(4) 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。</u></p> <p><u>(5) 指定避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、指定避難所と同様の対応ができるよう努める。</u></p>	<p>137</p> <p>138</p> <p>138</p>	<p>表記の修正（地震編と整合）</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>実施主体を明記</p> <p>地震編と整合</p>
<p>第2 7 節 農地農業</p> <p>2 農業</p> <p>(2) <u>家畜</u>の応急措置</p>	<p>第2 7 節 農地農業</p> <p>2 農業</p> <p>(2) <u>畜産関連</u>の応急措置</p>	<p>156</p>	<p>実際の運用にあわせ</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p><u>ア 風 害</u> <u>(ア) 被害畜舎の早期修理、復旧に努めること</u> <u>(イ) 外傷家畜の治療と看護に努めること</u> <u>(ウ) 事故畜等の早期処理に努めること</u></p> <p><u>イ 水 害</u> <u>(ア) 畜舎内浸水汚物の排除清掃をはかること</u> <u>(イ) 清掃後畜舎内外の消毒を励行すること</u> <u>(ウ) 家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し、あ わせて病傷家畜に対する応急手当を受けること</u> <u>(エ) 栄養回復のための飼料調達並びに給与に努めること</u> <u>(オ) 必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実 施すること</u></p>	<p><u>ア 県は、市町村が行う畜舎等の応急復旧措置に対して指導等を行 う。</u></p> <p><u>イ 県は、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延を防止するた め必要と認められる場合は、家畜伝染病予防法の定めるところ により必要な措置を実施する。</u></p>		て修正
<p>第28節 電力施設の復旧 東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社県域において災害が発生した場合は、電力設備被害の早期復旧並びに被災地に対する電力供給の確保を図るため、下記に基づき対策を講ずるものとする。</p> <p>3 組織の運営 (1) 非常態勢の発令手続き <u>支店長</u>および支社長は、情勢に応じ適用すべき態勢区分（第1～第3非常態勢）を発令する。</p>	<p>第28節 電力施設の復旧 東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社県域において災害が発生した場合は、電力設備被害の早期復旧並びに被災地に対する電力供給の確保を図るため、下記に基づき対策を講ずるものとする。</p> <p>3 組織の運営 (1) 非常態勢の発令手続き <u>総支社長</u>および支社長は、情勢に応じ適用すべき態勢区分（第1～第3非常態勢）を発令する。</p>	157	組織改編
<p>第3章 災害復旧計画 第4節 災害復旧事業に必要な金融その他の資金 第1 農林漁業復旧資金 2 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資 (1) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12号に基づき、 条例で指定された災害に係る被害農業地域等の被害農林漁業者に 必要な経営資金を融資する。 カ 貸付機関 農業協同組合、<u>農業協同組合連合会</u>又は金融機関 (3) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14号に基づき、</p>	<p>第3章 災害復旧計画 第4節 災害復旧事業に必要な金融その他の資金 第1 農林漁業復旧資金 2 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資 (1) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12号に基づき、 条例で指定された災害に係る被害農業地域等の被害農林漁業者に 必要な経営資金を融資する。 カ 貸付機関 農業協同組合、<u>森林組合</u>又は金融機関 (3) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14号に基づき、</p>	169	誤記の修正

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>被害農業者等に指定災害により，被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。</p> <p>エ 償還期限 12年以内</p> <p>3 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）</p> <p>(2) 貸付利率 <u>年0.20%～0.30%（償還期間により異なる）</u> <u>※H29.10.19現在の利率</u></p> <p>4 農業災害補償 農業経営者の災害によって受ける損失を補償する<u>農業災害補償法</u>（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済について，災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速，適正化を図るとともに，早期に共済金の支払いをするよう指導する。</p> <p>第4 生活福祉資金</p> <ul style="list-style-type: none"> 一覧表の名称：<u>生活福祉資金貸付条件等一覧（平成28年2月1日から適用）</u> 「資金種類／住宅入居費」欄中：<u>住宅手当</u> 「資金種類／福祉費」欄中：公営住宅の譲り受けに必要な<u>事業</u> 「資金種類／緊急小口資金」欄中：<u>実施期間</u> <u>やむを得ない自由</u> 「<u>貸付期間</u>」の列 「資金種類／不動産担保型生活資金」欄中：<u>低所得の高齢者世帯に対し，一定の居住用不動産を担保として貸し付ける生活資金</u> 「貸付限度額／不動産担保型生活資金」欄中：<u>土地</u> 「資金種類／要保護世帯向け不動産担保型生活資金」欄中：<u>要保護の高齢者世帯に対し，一定の居住用不動産を担保として貸し付ける生活資金</u> 一覧表欄外：<u>※2 災害を受けたことによる貸付けは，災害の状況に応じ，2年以内</u> 	<p>被害農業者等に指定災害により，被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。</p> <p>エ 償還期限 12年以内 <u>（共同利用施設は15年以内）</u></p> <p>3 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）</p> <p>(2) 貸付利率 <u>公庫所定の利率による</u></p> <p>4 農業災害補償 農業経営者の災害によって受ける損失を補償する<u>農業保険法</u>（昭和22年法律第185号）に基づく<u>収入保険及び農業共済</u>について，災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速，適正化を図るとともに，早期に<u>保険金及び共済金等</u>の支払いをするよう指導する。</p> <p>第4 生活福祉資金</p> <ul style="list-style-type: none"> 一覧表の名称：<u>生活福祉資金 資金種類等一覧</u> 「資金種類／住宅入居費」欄中：<u>住居確保給付金</u> 「資金種類／福祉費」欄中：公営住宅の譲り受けに必要な<u>経費</u> 「資金種類／緊急小口資金」欄中：<u>実施機関</u> <u>やむを得ない事由</u> 「<u>削除</u>」 「資金種類／不動産担保型生活資金」欄中：<u>一定の居住用不動産を有し，将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し，当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金</u> 「貸付限度額／不動産担保型生活資金」欄中：<u>居住している不動産（土地）</u> 「資金種類／要保護世帯向け不動産担保型生活資金」欄中：<u>一定の居住用不動産を有し，将来にわたりその住居を所有し，又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し，当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金</u> 一覧表欄外：<u>※2 災害を受けたことによる貸付けの場合には，災害の状況に応じ，貸付けの日から2年を超えない範囲内で据置期間を延長することができる。</u> 	<p>170</p> <p>170</p> <p>170</p> <p>171</p> <p>172</p>	<p>表記の修正</p> <p>取扱必携に基づく修正</p> <p>農業災害補償法の一部改正</p> <p>誤記の修正</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>・一覧表欄外：<u>（新規）</u></p> <p>第5 母子寡婦福祉資金 「母子及び寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子寡婦資金の貸付を行う。 （住宅資金）</p> <ol style="list-style-type: none"> 対象者 母子家庭の母または寡婦 貸付限度 150万円以内（特に必要と認められる場合200万円以内） 償還期間 6月以内の据置期間経過後6年以内（特に必要と認められる場合7年以内） 貸付利率 <u>年3%ただし据置期間中は無利子</u> 	<p>・一覧表欄外：<u>※3 総合支援資金のうち生活支援費の貸付期間は、原則として3月とし、就職に向けた活動を誠実に継続している場合などにおいては、最長12月まで延長することができる。</u></p> <p>第5 母子<u>父子</u>寡婦福祉資金 「母子及び<u>父子並びに</u>寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び<u>父子家庭並びに</u>寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子<u>父子</u>寡婦福祉資金の貸付を行う。 （住宅資金）</p> <ol style="list-style-type: none"> 対象者 母子家庭の母、<u>父子家庭の父</u>又は寡婦 貸付限度 150万円以内。（特に必要と認められる場合200万円以内） 償還期間 6月以内の据置期間経過後6年以内（特に必要と認められる場合7年以内） 貸付利率 <u>無利子（保証人のいない場合年1.0%。ただし据置期間中は無利子）</u> 	173	時点修正
<p>第5節 その他の保護計画 第2 国税等の徴収猶予及び減免の措置 国、県及び市町村は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付<u>もしくは</u>納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて<u>実施するものとする。</u></p>	<p>第5節 その他の保護計画 第2 国税等の徴収猶予及び減免の措置 国、県及び市町村は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付<u>若しくは</u>納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて<u>実施する。</u></p>	181	表記の修正
<p>第6節 防災関係機関の復旧計画 第1 東日本旅客鉄道株式会社水戸支社の災害復旧計画 2 災害復旧の組織 <u>対策本部（支社）</u> 公衆電話 <u>221-6461</u> <u>復旧本部（現地）</u></p>	<p>第6節 防災関係機関の復旧計画 第1 東日本旅客鉄道株式会社水戸支社の災害復旧計画 2 災害復旧の組織 <u>支社対策本部（支社・設備班）</u> 公衆電話 <u>232-0022</u> <u>地区対策本部</u></p>	182	災害復旧組織の名称変更

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考								
<p><u>作業班（現地）</u></p> <p>第3 東日本電信電話株式会社茨城支店の災害復旧計画</p> <p><u>1 通信そ通の応急措置</u> 災害のため通信が途絶又は著しく輻輳したときは、次の方法により速やかに通信のそ通を図る。 (1) 可搬型無線機及び移動無線車等の災害対策機器による通信の確保 (2) 臨時回線の作成 (3) 回線の分断、延長又は中継経路の変更 (4) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置</p> <p><u>2 ケーブルルートの復旧順位</u> 各市町村（各支店、電話交換センター）間を結ぶケーブルルートの復旧については、被災地間の復旧を第一義として実施する。</p> <p><u>3 回線の応急復旧措置</u> 災害の状況、電気通信設備の状況に応じ、次の順位で復旧する。</p> <p><u>[電気通信サービスの復旧順位]</u></p>	<p><u>現地対策本部</u></p> <p>第3 東日本電信電話株式会社茨城支店の災害復旧計画</p> <p><u>1 電話停止時の応急措置</u> (1) 通信のそ通に対する応急措置 災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置及び臨時公衆電話の設置等を実施する。 (2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置 市が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。 (3) 通信の利用制限 通信が著しく輻そうした場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。 (4) 災害用伝言サービスの運用 大規模災害時における電話の輻そうの影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。</p> <p><u>2 災害等応急復旧の実施</u> 重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。</p> <p><u>[電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等]</u></p> <table border="1" data-bbox="958 1139 1794 1385"> <tr> <td colspan="2">重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）</td> </tr> <tr> <td>第一順位</td> <td>気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関</td> </tr> <tr> <td>第二順位</td> <td>ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国又は地方公共団体</td> </tr> <tr> <td>第三順位</td> <td>第一順位、第二順位に該当しないもの</td> </tr> </table> <p>※上記のうち特に重要なユーザ（緊急通報受理機関、内閣府、防衛省、主要自治体本庁等）については、最優先での対応に努める。</p>	重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）		第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関	第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国又は地方公共団体	第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの	183	災害対策規程の変更
重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）											
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関										
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国又は地方公共団体										
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの										

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前		改定後	新計画掲載頁	備考									
順位	復旧回線	<p>3 復旧を優先する電気通信サービス</p> <p>(1) <u>電話サービス（固定系・移動系）</u></p> <p>(2) <u>総合デジタル通信サービス</u></p> <p>(3) <u>専用サービス（国際・国内通信事業者回線、社内専用線含）</u></p> <p>(4) <u>パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）</u></p> <p>(5) <u>衛星電話サービス</u></p> <p>4 大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>復旧順位</th> <th colspan="2">応急復旧の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一段階</td> <td>2に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、3に示す復旧優先サービスの復旧の他、避難場所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。</td> <td>災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他サービス及び重要加入者については3日以内を目標とする。</td> </tr> <tr> <td>第二段階</td> <td>第一段階の復旧を拡大するとともに、住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。</td> <td>第一段階に引続き出来るだけ迅速に行う。長くても10日以内*を目標とする</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 激甚な災害等発生時は被災状況により最大約1ヶ月程度を要する場合（阪神・淡路大震災の場合で、約2週間、東日本大震災の場合で約1ヶ月）も想定されるが、応急復旧期間の短縮に最大限努めるものとする。</p>	復旧順位	応急復旧の目標		第一段階	2に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、3に示す復旧優先サービスの復旧の他、避難場所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他サービス及び重要加入者については3日以内を目標とする。	第二段階	第一段階の復旧を拡大するとともに、住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第一段階に引続き出来るだけ迅速に行う。長くても10日以内*を目標とする	184	
	復旧順位		応急復旧の目標										
	第一段階		2に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、3に示す復旧優先サービスの復旧の他、避難場所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他サービス及び重要加入者については3日以内を目標とする。									
	第二段階		第一段階の復旧を拡大するとともに、住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第一段階に引続き出来るだけ迅速に行う。長くても10日以内*を目標とする									
	第1順位		電話サービス	・重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上									
			総合デジタル通信サービス	・交換局所前（無人局を含む）に公衆電話1個以上									
				・ZC以下の基幹回線の10%以上									
			電報サービス	・重要通信を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上									
				・ZC以下の基幹回線の10%以上									
			専用サービス	・電報中継回線の1回線以上									
			国際通信事業者回線	・重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上									
			国内通信事業者回線	・テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上									
			社内専用線	・対地別専用線の10%以上									
	パケット交換サービス	・対地別専用線の10%以上											
	パケット交換サービス	・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線											
		・重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上											
		・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数											
第2順位	電話サービス	・重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上											
		・人口1千人当たり公衆電話1個以上											
	総合デジタル通信サービス	・重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上											
	専用線サービス等	・重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上											
	パケット交換サービス	・重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上											
		・第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数											
順位	3 第1順位、第2順位に該当しないもの												
	(注) その他新規のサービスについては、別途定めるものとする。												
	<p>(1) この復旧順位表は、通信途絶の解消及び重要通信の確保の上で必要な最小限の回線を示すものであって、具体的な回線数の決定、次順位回線への復旧移行時期、その他特に定めない事項については、被害の状況、通信そ通状況、回線構成、災害時優先電話の有無等の実情を考慮し、社内関係機関及び関係会社と協議の上、事業部門の長が判断する。</p> <p>(2) この復旧順位表はお客さまが複数の回線を契約している場合、同一設置場所にある電話、ISDN、専用線等の同時復旧が困難なときには、これらのうち最低1回線以上のそ通を確保する。</p> <p>(3) 公共の利益のために特に必要があると認めたときは、後順位の回線であっても繰り上げて復旧できるものとする。</p>												

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考								
<p>(4) <u>対地別の復旧順位はネットワーク構成の上位局相互間の回線を優先する。</u></p> <p>(5) <u>端末回線、中継回線、市外回線が同時に被災した場合、その通状況を考慮し、均衡を図って復旧する。</u></p> <p><u>[契約約款に基づき重要通信を確保する機関]</u></p> <table border="1" data-bbox="91 411 893 644"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>復旧回線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1順位</td> <td>気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関</td> </tr> <tr> <td>第2順位</td> <td>ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体</td> </tr> <tr> <td>第3順位</td> <td>第1順位、第2順位に該当しないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>4 機器・資材の確保</u></p> <p><u>茨城支店が保有する災害対策機器を通用するが、各種復旧機器、資材等が不足するおそれがある場合は、各県支店の支援で対応する。</u></p> <p>3 海上災害対策計画 第1章 災害予防 第1節 会場交通安全の確保 2 漁船の安全操業に関する指導 〔県（農林水産部） <u>漁業無線局</u>において、沿岸及び沖合の気象、海象に関する資料の収集及び広報を行うとともに、危険水域等の情報の提供を行う。</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 2 災害応急体制の整備 (1) 職員の活動体制の整備 〔海上保安部、県（各部局）、市町村等防災関係機関〕 それぞれの機関の実情に応じ、非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれ災害活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。</p>	順位	復旧回線	第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関	第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体	第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの	<p>3 海上災害対策計画 第1章 災害予防 第1節 会場交通安全の確保 2 漁船の安全操業に関する指導 〔県（農林水産部） <u>水産試験場漁業無線局</u>において、沿岸及び沖合の気象、海象に関する資料の収集及び広報を行うとともに、危険水域等の情報の提供を行う。</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 2 災害応急体制の整備 (1) 職員の活動体制の整備 〔海上保安部、県（各部局）、<u>港湾管理者</u>、市町村等防災関係機関〕 それぞれの機関の実情に応じ、非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれ災害活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。</p>	<p>186</p> <p>187</p>	<p>表記の修正</p> <p>防災基本計画（R1）の修正</p>
順位	復旧回線										
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関										
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体										
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの										

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考																						
<p><u>(新規)</u></p> <p>4 航空災害対策計画 第2章 災害応急対策 第2節 活動体制の確立 1 県の活動体制 (3) 職員の動員 〔県（各部局）〕 県地域防災計画 <u>(震災対策計画編) 第3章第1節第1「職員参集・動員」</u> に準ずる。</p> <p>5 鉄道災害対策計画 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 1 災害情報の収集・連絡 (2) 鉄道災害情報等の収集・連絡系統 (連絡先一覧)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>昼夜の別</th> <th>電話番号</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">首都圏新都市 鉄道(株)</td> <td>昼</td> <td><u>0297-52-8311</u></td> <td><u>運輸部総合指令所</u></td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td><u>同上</u></td> <td><u>同上</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 活動体制の確立 1 県の活動体制 (3) 職員の動員 〔県（各部局）〕 県地域防災計画 <u>(震災対策計画編) 第3章第1節第1「職員参集・動員」</u> に準ずる。</p>	関係機関名	昼夜の別	電話番号	連絡先	首都圏新都市 鉄道(株)	昼	<u>0297-52-8311</u>	<u>運輸部総合指令所</u>	夜間	<u>同上</u>	<u>同上</u>	<p><u>また、港湾における高潮・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策を推進するものとする。</u> <u>さらに、コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を推進するものとする。</u></p> <p>4 航空災害対策計画 第2章 災害応急対策 第2節 活動体制の確立 1 県の活動体制 (3) 職員の動員 〔県（各部局）〕 県地域防災計画 <u>(地震災害対策計画編) 第3章第1節第1「職員参集・動員」</u> に準ずる。</p> <p>5 鉄道災害対策計画 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 1 災害情報の収集・連絡 (2) 鉄道災害情報等の収集・連絡系統 (連絡先一覧)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>昼夜の別</th> <th>電話番号</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">首都圏新都市 鉄道(株)</td> <td>昼</td> <td><u>03-5298-5752</u></td> <td><u>安全総括部企画調整課</u></td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td><u>0297-52-8311</u></td> <td><u>運輸部総合指令所</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 活動体制の確立 1 県の活動体制 (3) 職員の動員 〔県（各部局）〕 県地域防災計画 <u>(地震災害対策計画編) 第3章第1節第1「職員参集・動員」</u> に準ずる。</p>	関係機関名	昼夜の別	電話番号	連絡先	首都圏新都市 鉄道(株)	昼	<u>03-5298-5752</u>	<u>安全総括部企画調整課</u>	夜間	<u>0297-52-8311</u>	<u>運輸部総合指令所</u>	188	
関係機関名	昼夜の別	電話番号	連絡先																						
首都圏新都市 鉄道(株)	昼	<u>0297-52-8311</u>	<u>運輸部総合指令所</u>																						
	夜間	<u>同上</u>	<u>同上</u>																						
関係機関名	昼夜の別	電話番号	連絡先																						
首都圏新都市 鉄道(株)	昼	<u>03-5298-5752</u>	<u>安全総括部企画調整課</u>																						
	夜間	<u>0297-52-8311</u>	<u>運輸部総合指令所</u>																						
		208	誤記の修正																						
		222	昼夜対応箇所の変更																						
		224	誤記の修正																						

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考																		
<p>第6節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>関係者等への的確な情報伝達については、県地域防災計画（<u>震災対策計画編</u>）第3章第2節第3「<u>災害情報の広報</u>」に準ずるほか次により実施するものとする。</p> <p>6 道路災害対策計画</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(2) 道路災害情報等の収集・連絡系統 (連絡先一覧)</p> <table border="1" data-bbox="91 687 913 831"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>担当部署</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>東日本高速道路(株)</u></td> <td><u>事業統括課</u></td> <td><u>048-631-0185 (昼)</u></td> </tr> <tr> <td><u>関東支社</u></td> <td><u>岩槻道路管制センター</u></td> <td><u>048-758-4060 (夜間)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>8 大規模な火事災害対策計画</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>3 救助・救急，医療及び消火活動への備え</p> <p>(3) 消火活動への備え 〔県（防災・危機管理部），市町村，消防機関〕</p> <p><u>中央防災会議による被害想定（H17）により，首都直下地震により震度6弱以上が想定される県南西部32市町村，海風の影響を受ける海岸線沿いの市町村及び傾斜地に住宅団地が存する県北地域については，同時多発火災及び消火栓の使用不能等に備え，防火水槽の整備，海水河川水等自然水利及びため池等指定消防水利の活用等により，消防水利の多様化を図るとともに，消防ポンプ自動車等消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。</u></p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第2節 活動体制の確立</p>	機関名	担当部署	電話番号	<u>東日本高速道路(株)</u>	<u>事業統括課</u>	<u>048-631-0185 (昼)</u>	<u>関東支社</u>	<u>岩槻道路管制センター</u>	<u>048-758-4060 (夜間)</u>	<p>第6節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>関係者等への的確な情報伝達については、県地域防災計画（<u>地震災害対策計画編</u>）第3章第2節第3「<u>災害情報の広報</u>」に準ずるほか次により実施するものとする。</p> <p>6 道路災害対策計画</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(2) 道路災害情報等の収集・連絡系統 (連絡先一覧)</p> <table border="1" data-bbox="958 687 1780 831"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>担当部署</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>8 大規模な火事災害対策計画</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>3 救助・救急，医療及び消火活動への備え</p> <p>(3) 消火活動への備え 〔県（防災・危機管理部），市町村，消防機関〕</p> <p><u>茨城県地震被害想定（H30）では，全ての市町村でいずれかの地震によって震度6弱以上の揺れに見舞われる想定となっていることから，同時多発火災及び消火栓の使用不能等に備え，防火水槽の整備，海水河川水等自然水利及びため池等指定消防水利の活用等により，消防水利の多様化を図るとともに，消防ポンプ自動車等消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。</u></p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第2節 活動体制の確立</p>	機関名	担当部署	電話番号	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<p>227</p> <p>235</p> <p>273</p>	<p>誤記の修正</p> <p>非公表情報のため</p> <p>地震被害想定の見直し</p>
機関名	担当部署	電話番号																			
<u>東日本高速道路(株)</u>	<u>事業統括課</u>	<u>048-631-0185 (昼)</u>																			
<u>関東支社</u>	<u>岩槻道路管制センター</u>	<u>048-758-4060 (夜間)</u>																			
機関名	担当部署	電話番号																			
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																			
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																			

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>1 県の活動体制</p> <p>(3) 職員の動員 〔県（各部局）〕 県地域防災計画 <u>（震災対策計画編）第3章第1節第1「職員参集・動員」</u> に準ずる。</p> <p>(6) 災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等 県地域防災計画 <u>（震災対策計画編）第3章第1節第2「災害対策本部」</u> に準ずる。</p> <p>9 林野火災対策計画 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 1 災害情報の収集・連絡 (2) 林野火災情報等の収集・連絡系統</p> 	<p>1 県の活動体制</p> <p>(3) 職員の動員 〔県（各部局）〕 県地域防災計画 <u>（地震災害対策計画編）第3章第2節第3「災害情報の広報」</u> に準ずる。</p> <p>(6) 災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等 県地域防災計画 <u>（地震災害対策計画編）第3章第1節第2「災害対策本部」</u> に準ずる。</p> <p>9 林野火災対策計画 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 1 災害情報の収集・連絡 (2) 林野火災情報等の収集・連絡系統</p> 	<p>277</p> <p>278</p> <p>286</p>	<p>誤記の修正</p> <p>誤記の修正</p> <p>市町村と森林管理署及び事務所間の連絡系統を追加</p>